

日本の法曹有資格者の海外展開を促進する
方策を検討するための研究

調査テーマ

日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズについて

2016年3月
2018年3月改訂

シンガポール共和国 担当

弁護士 坂巻 智香

目 次

第一．はじめに

第二．現地における法的支援のニーズの背景

- 1．日系企業、邦人の急増
- 2．現地における法律サービス
- 3．現地の外弁規制
- 4．現地法曹の活動の実態
- 5．日系法律事務所の進出
- 6．その他サポート企業の進出

第三．日系企業の法的支援のニーズ

- 1．大企業
- 2．中小企業及びベンチャー企業
- 3．企業サポート業種
- 4．その他の業種

第四．在留邦人の法的支援のニーズ

- 1．邦人個人を対象とした日系法律事務所、日本法弁護士不足
- 2．邦人個人の法的支援のニーズに関するアンケート調査結果
- 3．小活

第五．法的支援ニーズの拡大、及び法的支援拡充に向けた考察

- 1．日系企業に対する法的支援の課題
- 2．邦人個人に対する法的支援の課題

第六．今後の調査活動プラン

- 1．邦人個人の支援
- 2．中小企業の支援

第一．はじめに

近年グローバル化の進展に伴い、海外へ進出する日系企業や、また海外での現地就職を行う邦人個人が増加している。特に、近年の東南アジア地域の経済発展は著しく、既に多くの日系企業が同地域への進出を行っている。

その中でもシンガポールは、政府の積極的な外国企業誘致政策もあり、2012年世界銀行ランキングにおいても、世界で最もビジネスをし易い国としてランク付けされるなど、東南アジア全体を見据えたビジネスの拠点として世界的に注目を集めている。

こうした流れを受け、日系企業も近年続々と統括拠点をシンガポールに設置し、また中小企業もシンガポールへの進出を機に東南アジア周辺国へのビジネス展開を見据えるなど、企業の大小を問わず多くの日系企業が、シンガポールを中心とした東南アジア全体のビジネス展開を行っている。

これらの日系企業がシンガポールで活動を行うにあたり、現地における規制や法制度の情報が必要であり、また法的な書類作成や、紛争に巻き込まれた場合の対応など、法的支援の必要性が当然に生じてくる。

また、企業のみならず、シンガポールの在留邦人個人のレベルにおいても、シンガポールで日常生活を送る中で法律問題に巻き込まれる事態が増加してきている。

本報告書においては、シンガポール現地において活動を行う日系企業及び邦人個人がどのような法的支援を必要としているのか、日本の法曹有資格者が現地において、どのような法的支援活動を行う可能性があるのかについての調査報告を行うこととする。

第二．現地における法的支援ニーズの背景

1．日系企業、邦人の急増

(1) 現地日系企業数の増加

シンガポールにおける現在の日系企業数は、シンガポール日本商工会議所に登録している数だけで803社となっている¹。

同商工会議所が発足した1969年当時は、シンガポールにおける進出日系企業数は、80社ほどであった²。その後、日系企業のシンガポール

¹ 2014年9月

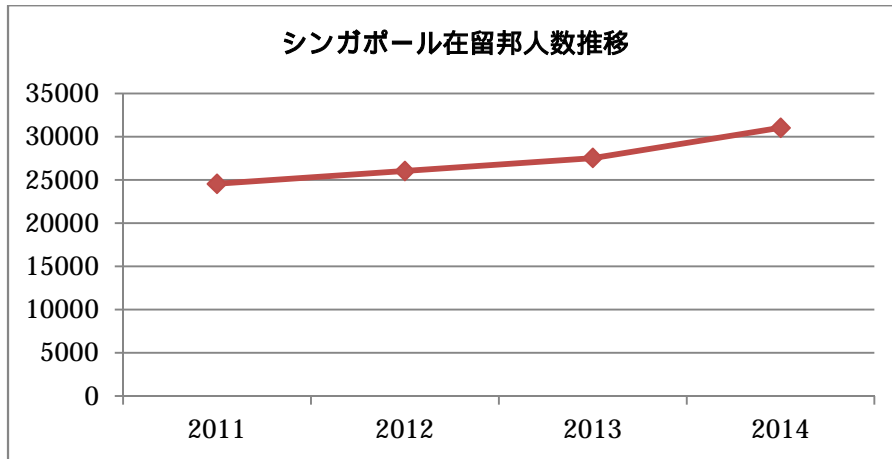
² 日本商工会議所登録数は、69社

進出の増加とともに、同商工会議所への登録企業数も順調に増加してきた。2012年には745社、2013年では764社と19社の増加数であったが、2013年から2014年の1年では、39社と大きな増加を見せている。

しかし、同商工会議所に登録している企業のほとんどは、比較的規模の大きな企業がその7～8割を占め、中小企業数は200社ほどとなっている。これに加えて、同商工会議所に登録していない日系中小企業やベンチャー企業数は、3000社とも言われている。シンガポールに進出を試みた中小企業やベンチャー企業のすべてが、現地に定着するとも限らず、進出をあきらめる企業も多い。そのため、シンガポール現地の日系企業数の正確な総数を把握するのは困難であるが、商工会議所に登録している企業数よりは相当多くの日系企業がシンガポールにすでに進出しているものと推察される。（シンガポール経済開発庁発行の経済・投資ニュースによると、シンガポールの日系企業数は3000社以上と記されている。2013年7月発行）

(2) 現地在留邦人の増加

グラフ1：シンガポール在留邦人数推移



外務省統計より作成

シンガポールの在留邦人数は年々増加し、2014年8月時の統計では、前年比3,513人増(+12.76%)の31,038人となっている³。これは、全世界の海外在留邦人数の約2.5%にあたる数となっている。

³ 外務省統計

長期滞在者 29,186 人のうち、約 81% にあたる 23,684 人が民間企業関係者、いわゆる「駐在員」とその同居家族を合わせた人数となっている。さらに、前年比増減数の 74% (+2,619) もこの駐在員である(下記表 1)。このことから、日系企業がシンガポールを東南アジア地域に置けるビジネスの拠点として業務を拡大する傾向にあることが考察される。

なお、国別長期滞在者数のランキングにおいては、シンガポールは世界第 7 位(平成 25 年)となっている。

表 1：シンガポール在留邦人数内訳

在留邦人数総数	
総数	31,038 人
前年比増減率	+12.8%
前年比増減数	+3,513 人
男性	16,452 人
女性	14,586 人
民間企業関係者	
本人計	11,912 人
同居家族計	11,772 人
本人(男性)	9,845 人
本人(女性)	2,067 人
同居家族(男性)	3,656 人
同居家族(女性)	8,116 人
前年比増減数	+2,619 人

外務省統計より作成

2. 現地における法律サービス

(1) シンガポールの法制度

シンガポールは、1819 年にイギリスの植民地となった後、150 年あまりその植民地としての地位を継続してきた。このような歴史的背景から、シンガポールの法制度がイギリス法に強い影響を受けていることは想像に難くない。その中でも、特に重要な特徴といえるのが、「成文法」と「慣習法」の双方において、イギリスの「コモンロー」を採用している点である。

これに伴い、シンガポールの法曹有資格者もイギリスの法曹実務や伝統を基礎とし、実務に取り入れている。しかし、このような歴史的背景も過去における一つの影響にすぎず、以下に詳述するように、シンガポール現

地の経済や、社会的、政治的な状況の変化に伴い修正を加え、シンガポールの実情に即した独自の制度へと変化を遂げている。

特に契約法、不法行為等については、イギリスの判例法主義を承継し、刑法・会社法・証拠法の制定法が存在するものよりもイギリスの影響が強い。

もっとも、近年では、イギリスの判例に依拠せず、シンガポールの裁判所が独自の判断を下すケースも増えてきている。また、判例法と制定法のギャップも近年小さくなっており、2001年に契約法、2004年に競争法、消費者保護法といったように、従来判例法の支配していた領域でも制定法が作られている⁴。

(2) シンガポールの裁判制度

シンガポールの裁判所は、大きく分けて、最高裁判所 (Supreme Court) と下級裁判所 (Subordinate Courts) から構成される。

最高裁判所 (Supreme Court)

最高裁判所は、以下の4つの裁判所に分類される。

(a) 上訴裁判所 (Court of Appeal)

上訴審 (最終審) 裁判所。1994年までは、旧宗主国であるイギリスへ上訴することが可能であった。上訴裁判所は、高等裁判所から上訴された民事及び刑事事件を審理する。上訴裁判所は通常、3名の裁判官で構成される⁵。

(b) 高等裁判所 (High Court)

高等裁判所は、下級裁判所からの上訴審裁判所であるとともに、重大事件 (訴額25万ドル超の高額民事事件や禁錮10年以上の重大犯罪) の第一審裁判所でもある。

(c) 海事法廷 (Admiralty Court)

⁴ Legal System in ASEAN Singapore-Chapter 2

⁵ 特定の上訴の場合は2名の裁判官、また必要に応じて5名またはそれ以上の裁判官で合議される。

シンガポールにおける海事産業の重要性に鑑み、また、海事産業をサポートするため、シンガポール高等裁判所は、2002年より、海事関連の紛争のみを取り扱うための海事法廷を設立した。海事法廷は、海事産業に精通した裁判官で構成されており、その中には海事紛争を専門としていた元弁護士も含まれている。

(d)知財法廷 (Intellectual Property Court) ⁶

特許・意匠・商標事件の第1審裁判所の機能を有しており、第2審を担当する控訴裁判所 (Court of Appeal) とともに侵害事件を審理する。

下級裁判所 (Subordinate Courts)

下級裁判所には、地区法廷 (District Court / 大多数の事件を扱う) と、治安判事法廷 (Magistrates' Court / 地区法廷より規模の小さい事件を扱う) があり、それぞれ民事及び刑事事件を扱う。

また、上記以外に、少額事件法廷 (Small Claims Tribunal)、少年事件法廷 (Juvenile Court)、家事法廷 (Family Court)、検死官法廷 (Coroner's Court)、コミュニティ法廷 (Community Court) 等の専門裁判所があり、日本よりも専門裁判所が多岐に富んでいるという特徴がある。

なお、この通常裁判所とは別に、イスラム教徒の離婚等を扱う特別裁判所 (Shariah Court) があるが、この裁判所から通常裁判所への上訴はできない。

民事裁判の第一審裁判所は、請求額 (訴額) の多寡により決定される。具体的には、高等裁判所 (High Court) は25万Sドルを超える請求、地区法廷 (District Court) は6万Sドルを超え25万Sドル以下の請求、治安判事法廷 (Magistrates' Court) は6万Sドル以下の請求、そして少額事件法廷 (Small Claims Tribunal) は原則として1万Sドルの請求につき処理する。

ただし、少額事件法廷で扱える事件は、物品売買等に関する簡易な事件に限られており、ここでは弁護士による代理は許されていない。

(a)家事法廷 (Family Court)

家事法廷は、様々な家事に関する問題を扱う。

⁶ 海事法廷、知財法廷は、2002年に新設された、専門事件を扱う部門である。

例えば、夫が妻を扶養しない場合、当該妻は 毎月の妻に対する扶養義務を果たすよう家事法廷に訴えることができる。

また、虐待による脅迫や暴行が行われている場合、自己もしくは子どもを保護するための保護命令を得るために家事法廷に訴えることができる。

(b) 検死官法廷 (Coroner's Court)

一見すると事件性のない死と思われる場合であっても、死に至る経緯が不明な場合は、警察に報告する必要がある。なお、報告義務違反に対しては、刑事罰が定められている。

報告を受けた警察は、当該死亡に関する捜査を開始するとともに、検死官に報告をするなどの必要な手続をとる。

検死官は、自然死が明らかになった場合等を除き、その死因や死亡に関する状況等を明らかにするため、検死官法廷で審理を行う。検死官法廷では、下級裁判所裁判官である検視官が、警察の補佐のもと、審理を行う。

検死官法廷では、捜査官による証拠の提出や事件担当の捜査官の尋問、その他、死に関連していると疑われる者の尋問等が行われる。

(c) 少年事件法廷 (Juvenile Court)

少年審判は、16歳以下の少年によって行われた事件を取り扱う。

14歳未満の子供に対しては、禁錮刑の宣告はできず、14歳以上16歳未満の若年者に対しては、その者の非行が相当程度進んでいる場合を除き、禁錮刑を宣告することはできないとされている。少年審判においては以下の処分を科せることとなっている。

- ・ 釈放
- ・ 品行方正に努め、裁判所の定めた命令に従う旨の誓約書をもって釈放
- ・ 裁判所が定めた期間、親族等適切な人物の監督に付す
- ・ 親又は保護者から、少年に適切な監護を行う旨の誓約書をとる
- ・ 6か月以上3年未満の保護観察処分
- ・ 240時間以内の社会福祉活動
- ・ 6か月以内の収容処分
- ・ 3年以内の少年矯正施設(Juvenile Rehabilitation Center)への入所
- ・ 罰金又は被害弁償命令
- ・ 矯正教育処分施設(Reformatory Training Center)への送致

(d) コミュニティ法廷 (Community Court)

コミュニティ法廷は、以下の事件を取り扱う目的で設立された。

- ・ 16 - 18歳の若年者による犯罪
- ・ 精神疾患による犯罪
- ・ 自殺未遂事件
- ・ 家庭内暴力事件
- ・ 動物虐待事件
- ・ 65歳以上による事件

(e)少額事件法廷 (Small Claims Tribunal)

物品販売や、サービスの提供などを受けた場合（修理作業など）に生じた債権、2年を超えない不動産の賃貸契約などにおける、1万Sドルを超えない請求の場合、少額事件法廷に訴えを提起する事が出来る。

1万Sドルを超えるが、2万Sドルを超えない請求の場合、両当事者の書面による合意があれば、同様に少額事件法廷に訴える事ができる。損害が発生して一年以内に訴えを起こさなければいけない。

(3) 国際仲裁

シンガポールにおいて、訴訟に代わる紛争解決手段としてよく利用されているのが国際仲裁である。シンガポールは、SIAC（シンガポール国際仲裁センター）を設置し、シンガポールを国際仲裁のハブにしようという試みを行っている。

この国際仲裁は、訴訟手続きと比較して以下のような利点があると言われている。

- 簡易・迅速性
- 一審性
- 執行の容易性
- 非公開性

この中で特に重要と思われる利点は、執行の容易性である。訴訟においては、それを相手国で執行できるか否かの不安が常に残る。しかし、国際仲裁には、ニューヨーク条約という大きな後ろ盾があり、この条約の加盟国は、仲裁判断の承認試行を申し立てられた場合には、仲裁の実体的判断には踏み込まずに仲裁判断を執行する義務を負う。現在このニューヨーク条約の加盟国は152カ国におよぶ。

この国際仲裁においては、仲裁代理人を日本法弁護士が行うことができる。そのため、シンガポールの日本法弁護士は、シンガポールでの国際仲裁制度につきセミナーを行うなど、多くの日系企業にこの仲裁制度を利用

してもらような活動を行ってきた。この活動が実を結び、日系企業もこの国際仲裁を利用するケースが増えてきてはいるが、費用の問題や公平性
の問題なども指摘されており、上記利点が実際のケースにも全て当てはま
るといふ訳ではないのが現実のようである。

(4) シンガポール国際商事裁判所

(Singapore International Commercial Court、SICC)

設置の背景

アジア域内の商事紛争のみならず、アジア域外との商事紛争をも含む、
国際的な商事紛争を解決する 紛争解決の場として、Singapore
International Commercial Court (シンガポール国際商事裁判所、以下
「SICC」という。) を設置する法案が2014年11月4日に、シンガポ
ールの国会で可決された。

かかる構想が出てきた理由としては、まずアジアにおける国際的な商事
紛争の件数も増えていることがあげられる。また、上記のとおり、国際仲
裁における費用や仲裁人の資質・公平性等に関して問題点も指摘されてい
る。そこで、シンガポールは、国際仲裁の要素と、裁判所の要素を兼ね合
わせた紛争解決手段としてのSICCの構想を推し進めたのである。

すなわち、本制度は、あくまで訴訟という枠組みの中で、とくに国際紛
争に関して、より当事者のニーズに沿った解決を可能にする事を目指すも
のといえる。

SICCは、シンガポールの高等裁判所 (Singapore High Court) の機関とし
て設立される。

取扱事件

SICCは、主に国際商事紛争を取り扱うものとする。取扱事件には以下
のような事件が含まれる。

- (a) 当事者が、紛争発生後にSICCを利用することに合意した場合
- (b) 当事者が国際商事取引の当事者であり、当事者が契約の中で紛争を
SICCにて解決することについて合意した場合
- (c) Chief Justice が事件をシンガポール高等裁判所からSICCに移送した場合

訴訟代理

SICC においても、国際仲裁と同様、外国法弁護士が当事者の代理人として関与することができる。すなわち日本法弁護士も訴訟代理人となる事が可能である。この点は、シンガポールの弁護士法においては、訴訟代理人はシンガポール法弁護士に限ると規定されているため、今後同法が改正されることとなるが、訴訟手続きに外国法弁護士が関与できるという点が本制度の特に注目すべき点であると言われている。

執行可能性

SICC 最大の問題点と言われているのが、SICC の判決を、シンガポール以外の国で強制執行することができるのかという問題である。上で述べた通り、国際仲裁の場合は、152か国が加盟しているニューヨーク条約により、仲裁判断を外国において強制執行することが可能である。

しかし、現時点で、SICC の判決を強制執行することができるのは、英国、マレーシア、インド、香港、オーストラリア等のみで、その他の国では、強制執行するための条約等は存在しない。

この最大の問題点を解決するためには、今後、各国との間で条約（bilateral government agreement）を締結し、SICC の判決を、各国で強制執行することができるようにしなければならないが、実現するか否かについては未だ確定的ではない。かかる強制執行の問題点が解決されれば、SICC も将来的には積極的に利用される可能性はある。

3 . 現地の外弁規制

シンガポールは、法律サービス分野に関しては、自由化が進んでいる⁷。外国企業の誘致に積極的なシンガポールは、それを法的側面から支援する外弁事務所の誘致にも積極的である。すなわち、各国の大手法律事務所がシンガポールに進出することによって、外国企業のシンガポールへの進出をさらに加速されることを目的とする政策と考える。

日系法律事務所を含めた外弁事務所がシンガポール国内に事務所を設立する場合、Attorney general's Chambers（AG）内にある Legal professional secretariat（LPS）に登録することより、正式なライセンスを得た上で、下記の形態により設立する事が出来る⁸。

⁷ 外弁規制の詳細については、「現地の外弁規制等、法曹有資格者の活動環境について」に記載する。

⁸ シンガポール現地の外弁規制の詳細については「現地の外弁規制等、法曹有資格者の活動環境について」レポートを参照。

(1) RO (Representative Office)

この Representative Office (以下、「RO」という。) においては、一切の法的実務を行うことが禁止されているため、個々の事務所は、市場調査などを行うことしかできない⁹。しかし、この RO の 1 年間のライセンスは、当該事務所が、下に述べる FLP 設立を決定するまで延長することができることとなっている¹⁰。そのため、FLP 設立を予定した場合の予備調査を行う場合などに限定すれば、この RO を設立することにも意味があるといえる。

(2) FLP (Foreign Law Practice)

すべての Foreign Law Practice¹¹ (以下、「FLP」という。) は、SLP と同様、Business Registration Act (Cap. 32)、the Companies Act (Cap. 50)、あるいは Limited Liability Partnerships Act (Cap. 163A) のもと、Accounting And Corporate Regulatory Authority (ACRA) に登録しなければならない。

FLP は、第一義的に外国法に関する業務を行う。現行制度上、シンガポールで法律サービスを行おうとするすべての FLP は、AG に登録し許可をえなければならない。FLP に雇用されているシンガポール法弁護士及び外国法弁護士は、共に AG に登録する必要がある¹²。

シンガポールの資格を有する弁護士は、FLP に入ることは禁止されていないものの、当該シンガポール法弁護士が行える業務は、FLP が行える範囲に限定されている。

(3) FLA (Formal Law Alliance) と JLV (Joint Law Venture)

2000 年の弁護士法改正によって導入された制度が、Formal Law Alliance (以下、「FLA」という。) と Joint Law Venture (以下、「JLV」という。) である¹³。

SLP と FLP が共同関係を構築することによって、お互いの利点を共有できるようにした制度である。すなわち、SLP としては、FLP からワールド

⁹ Legal Profession (International Services) Rules 2007,
ASEAN'S Liberalization of Legal Service : The Singapore Case

¹⁰ 同上

¹¹ シンガポール及び諸外国において、シンガポール法以外の法律サービスを提供する個人事業主、及びパートナーシップもしくは共同形態で開業している法律事務所

¹² Committee to review the regulatory framework of the Singapore legal service sector, Final Report

¹³ Liberalisation of the Singapore Legal Sector

クラスの高度な法律サービスを受ける事ができ、また FLP としては、FLP 単体では取り扱うことができないシンガポール法のサービスを行えるというメリットがある。オフィスの建物や収益、クライアントの情報などを共有することもでき、双方の事務所が国際的な法律サービスをクライアントにワンストップで提供できることになる¹⁴。

FLA は2つの事務所が互いに独立性を保ったまま業務を行える。例えば、FLA を提携する両事務所はそれぞれ、FLP と SLP として登録することができる。実際には、この FLA 制度はほとんど利用されておらず、現在シンガポール国内には4つの FLA が存在するのみである¹⁵。

代わりに、より多く利用されているのが、JLV 制度であり、現在以下の7つの JLV が存在する。(表2)

(表2)

FLP	SLP	JLV 設立年
Baker & Mckenzie(US)	Wong & Leow	2001
Clyde & Co (UK)	Clasis LLC	2013
Dacheng Law Offices(China)	Wong Alliance LLP	2011
Duane Morris (US)	Selvam LLC	2011
Hogan Lovells(US & UK)	Lee & Lee LLP	2001
Pinsent Masons(UK)	M Pillay LLC	2010
Watson, Farley & Williams(UK)	Asia Practice LLP	2011

FLA と異なり、JLV は SLP と FLP が共同で所有する会社として設立される¹⁶。

JLV を構成する SLP は、シンガポール法に関して全範囲の業務を行うことができるが、JLV そのものとしては、「許可された範囲の法律実務 (Permitted areas of legal practice)」を行うことしかできない。この「許可された範囲内」とは、一般的に商法と理解されている¹⁷。

¹⁴ Trade in Legal Services Liberalization in Asia Pacific FTAs

¹⁵ 同上

¹⁶ Legal System in ASEAN-Singapore Chapter 6

¹⁷ Legal Profession(International Service)Rules 2008 の規定によると、「Permitted areas of legal practice」とは、下記の法律及び法律行為をのぞいたものと定義されている。

(a) constitutional and administrative law (b) conveyancing (c) criminal law (d) family law (e) succession law, including matters relating to wills, intestate succession and probate and administration;

(f) trust law, in any case where the settlor is an individual

(g) appearing or pleading in any court of justice in Singapore, representing a client in any

proceedings instituted in such a court or giving advice, the main purpose of which is to advise the client on the conduct of such proceedings, except where such appearance, pleading, representation or advice is otherwise permitted under the Act or these Rules or any other written law

JLV は、法律サービスの自由化の重要なステップとして構想された制度であったが、SLP と FLP 間の文化的及び経済的利害の対立などによって、失敗する事例も多い。

(4) QFLP (Qualifying Foreign Law Practice)

QFLP の概要、背景

Qualifying Foreign Law Practice (以下、「QFLP」という。) は、2008年に導入された最も新しい制度である¹⁸。シンガポール国内の外弁事務所に、一定範囲のシンガポール法を扱えるライセンスを直接付与するという画期的な構想である。すなわち、FLA や JLV と異なり、QFLP においては、シンガポールのローカル法律事務所とパートナーシップを提携する事なく、外弁事務所が単独で、シンガポール法を扱うことが許可されるのである¹⁹。しかしその場合も、当該事務所の外国法弁護士がシンガポール法のアドバイスを行えるようになる訳ではなく、雇用しているシンガポールの資格を持った弁護士を通じてのみ、シンガポール法のアドバイスが行える点に注意が必要である²⁰。

ライセンスの期間は5年間で、更新する事が可能である。

この間 QFLP 資格を取得した外弁事務所は、シンガポールにおいて大きな業務拡大のチャンスを獲得することが可能となる。

この QFLP 資格取得により、クライアントに対し、ワンストップの法律サービスを行うことができるようになる²¹。他の外弁事務所のように、シンガポール法のアドバイスをもらうために、現地法律事務所を介する必要もなく、コスト削減にもつながる。

QFLP ライセンス取得の実情

この QFLP ライセンスを取得するのは、かなりの狭き門となっている。

(h) appearing in any hearing before a quasi-judicial or regulatory body, authority or tribunal in Singapore, except where such appearance is otherwise permitted under the Act or these Rules or any other written law.

¹⁸ LPA 130D

¹⁹ 同上

²⁰ Legal profession(International Service)Rules 2008, rule11(1)(b)

²¹ Liberalisation of the Singapore Legal Sector

本制度が開始された2008年2月に、6つの事務所に最初の QFLP ライセンスが付与され、また2013年2月に、2回目の QFLP 審査の際には新たに4事務所に QFLP ライセンスが付与された²²。(表3)

(表3)

事務所名	2008年	2013年	2014年更新
Allen & Overy			
Clifford Chance			
Latham & Watkins			
Norton Rose			
White & Case			1年限定の 条件付き延長
Herbert Smith Freehills			更新されず
Gibson, Dunn & Crutcher			
Jones Day			
Linklaters			
Sidley Austin			

これらの事務所は、世界各国にオフィスを有し、またその名を誰でも聞いた事があるような、世界でもトップクラスにランキングされる法律事務所ばかりである。

この QFLP ライセンス付与の決定には下記のような基準を元に決定されている²³。

- ・ 当該法律事務所のシンガポールオフィスが生産する海外案件の価値
- ・ 当該シンガポールオフィスに拠点をおいて業務を行っている弁護士の数
- ・ 当該シンガポールオフィスが強みとする実務分野
- ・ 当該シンガポールオフィスが、当該地域の統括拠点として、どの程度機能しているか
- ・ 当該法律事務所の全世界及びシンガポールにおける実績

原則として、FLP はシンガポール法を扱えないこととしている現地の外弁規制の例外中の例外ともいえる、この QFLP ライセンス許可及び更新の

²² Award of the second round of Qualifying Foreign Law Practice licences, 19 Feb 2013 Posted in Press releases

<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases.html>

²³ Award of Qualifying Foreign Law Practice licences, 5 Dec 2008 Posted in Press releases

<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases/award-of-qualifying-foreign-law-practice-licences.html>

許否は、上記目的を達し得る範囲において、限定的にしか認められていない。

かように、政府が政策的な調整を加えながら実施する方針を採用しているため、いつ、いくつの参入を認めるかは今後とも政府の裁量にのみかかり、次のライセンスは早々にはでないものと予見される。

日系法律事務所も、この QFLP ライセンスを取得できれば、大きな飛躍のチャンスとなることは間違いない。しかし、ライセンス取得の条件をクリアするのは、上記のとおり非常に厳しいため、今後、政府間の交渉などによって、条件が緩和されるなどの状況の変化がない限り、現段階では可能性としては低いであろう²⁴。

4．現地法曹の活動の実態

(1) 現地法律事務所

このように、シンガポールの法律業界は、比較的自由化されている。外国企業の誘致に積極的なシンガポールにおいては、これらの外国企業からの国際的な法的支援のニーズも高い。日系法律事務所を含め、英米系の法律事務所もシンガポールに進出し、現地において原資格法や国際法に基づく法律サービスを提供している。

繰り返しになるが、シンガポールの外弁規制上、上記のような法律事務所自体がシンガポール法を扱える資格が与えられない以上、シンガポール法弁護士を雇用してもシンガポール法のアドバイスができない。すなわち、現在の日系法律事務所においては、シンガポール法の資格を有する弁護士を雇用しても、事務所自体に資格がない以上、シンガポール法に関するアドバイスはできないこととなる。

かように、シンガポールにおいては、外国法弁護士に対する間口は開かれてはいるものの、シンガポール法を扱うという中核的部分に関しては、いまだシンガポール法弁護士の業務領域は固く守られている。

大手英米系の外弁事務所も業務を行っている中で、シンガポールのローカル法律事務所の活動の実情はどのようなものとなっているのであろうか、以下で検討してみる。

2013年のシンガポール法律事務所ランキングによると、352名の弁護士が所属している Allen & Gledhill 法律事務所が前年に引き続き、2年連続で1位を獲得した。ヨーロッパ調査団体 (European research institute)

²⁴ シンガポールの外弁規制の詳細については、「現地の外弁規制等、法曹有資格者の活動環境について」のレポートに記載する。

は、Allen & Gredhill 法律事務所を 2013 年の最も人気のある就職先であると評価している。

また、2 位には 335 名の弁護士を有する Rajah & Tann 法律事務所がランキングされた。同事務所の所属弁護士数は、前年より 6 % の弁護士数の減少がみられる。しかし、同事務所は 2013 年にカンボジアとミャンマーに、現地法律事務所との提携事務所を設立している。（各々 R&T Sok & Heng Law Offices and Rajah & Tann NK Legal）さらに、インドネシアで 4 番目に大きい Assegaf Hamzah & Partners 法律事務所と提携の合意にいたるなど、東南アジア諸国全体における法律サービスの展開に意欲的である。

ランキング上位 5 位までは段階的な所属弁護士数の差がみられるが、5 位と 6 位との間には、100 人以上の差がみられ、上位 5 位までの事務所が突出している。

また、6 位には、Baker & Mackenzie 法律事務所が、外弁事務所としては最上位にランキングしている。先述のとおり、外弁事務所は、事務所自体にシンガポール法を扱える資格が与えられない限りは、シンガポール法を扱う事が許可されていない。当然、かかる規制のもとにおいては、外弁事務所がその規模を拡大していくのは容易ではない。Baker & Mackenzie 法律事務所は、ローカルの Wong & Leow 法律事務所と Joint Law Venture を構築することで、この問題をクリアした。この JLV 制度は、上述のとおり、両事務所の経営方針の相違、コンフリクトの観点などから良好な関係を築くのが困難な制度である。Wong & Leow 法律事務所のように、JLV の目的の為にのみ設立されたというような背景がある場合には、両事務所は必然的に良好な関係を築くことができる。

上位 25 位の法律事務所には 2586 人のシンガポール法弁護士が雇用されており、これは、シンガポール法弁護士全体の約 64 % となっている。

また、上位 25 位までにランキングされた外国法律事務所は、わずか 8 事務所のみであり、かかる外弁規制のもと、未だシンガポールのローカル事務所のシンガポール国内での力は強いものとなっているといえる。

表 4：シンガポール法律事務所ランキング（2013 年）

順位	事務所名	2012 年 ランキング	ローカル / 外国法 (事務所)	2013 年 弁護士数	2012 年 弁護士数
1	Allen&Gredhill	1	ローカル	352	357
2	Rajah & Tann	2	ローカル	335	355
3	Wongpartnership	3	ローカル	280	270
4	Drew & Napier	5	ローカル	224	188
5	Rodyk & Davidson	4	ローカル	210	205
6	Stamford Law Corporation	11	ローカル	98	68

7	Baker & Mckenzie Wong & Leow	6	外国法	9 7	8 8
8	Rhtlaw Taylor Wessing	1 2	ローカル	8 4	6 6
9	Shook Lin & Bok	8	ローカル	8 2	8 1
1 0	Clifford Chance	9	外国法	7 0	7 0
1 1	Khattarwong	7	ローカル	6 7	8 5
1 2	TSMP Law Corporation	1 6	ローカル	6 7	5 0
1 3	Norton Rose Fulbright	1 0	外国法	6 2	7 0
1 4	Allen & Overy	1 3	外国法	5 8	5 8
1 5	Colin NG & Partner	1 6	ローカル	5 7	5 0
1 6	Harry Elias Partnership	1 4	ローカル	5 6	5 8
1 7	Herbert Smith Freehills	1 5	外国法	5 4	5 4
1 8	Linklaters	1 8	外国法	5 0	4 8
1 9	White & Case	1 9	外国法	4 5	4 6
2 0	Kelvin Chia Partnership	2 1	ローカル	4 4	4 0
2 1	Tan Kok Quan Partnership	2 3	ローカル	4 3	3 8
2 2	ATMD Bird & Bird	2 0	ローカル	4 0	4 3
2 3	Latham & Watkins	2 1	外国法	3 9	4 0
2 4	Lee & Lee	2 3	ローカル	3 8	3 8
2 5	Tan Peng Chin	2 5	ローカル	2 6	2 7

ここで、日本の法律事務所と比較してみると、2014年の弁護士事務所ランキングにおいて、1位を獲得した西村あさひ法律事務所は、所属弁護士数475人と2位以下に大きく差を開けている。5位までの所属弁護士数と6位のそれとは、実に170人ほどの差があり、上位5事務所が5大事務所と言われる所以である。

またシンガポールと同様に、6位には外国法律事務所として Baker & Mackenzie 法律事務所が最上位にランキングしているのが興味深いところである。同事務所は、47カ国75都市にネットワークを有する大手国際法律事務所である。(表5)

表5：日本法律事務所ランキング(2014年)

順位	事務所名	所属弁護士数
1	弁護士法人西村あさひ法律事務所	4 7 5
2	森・濱田松本法律事務所	3 4 5
3	長島・大野・常松法律事務所	3 3 1
4	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	3 1 8
5	TMI 総合法律事務所	2 9 8
6	ベーカー&マッケンジー法律事務所	1 2 7
7	シティユーワ法律事務所	1 2 6

8	弁護士法人アディーレ法律事務所	1 2 5
9	弁護士法人大江橋法律事務所	1 1 7
1 0	弁護士法人北浜法律事務所	9 6

(2) シンガポール法弁護士

現在シンガポールにおける弁護士の総数は、約 5 , 2 6 0 人であり、そのうち日本法弁護士を含む外国法弁護士の数は約 1 , 2 0 0 人となっている。

シンガポール国民の総人口 5 4 7 万人から計算すると、国民約 1 , 0 4 0 人に 1 人の割合で弁護士が存在する事になる。

日本と比較してみると、2 0 1 4 年の日本の弁護士総数は 3 5 , 0 4 5 人であり、人口総数 1 億 2 , 7 0 2 万人から計算すると 3 , 6 2 4 人に一人の割合で弁護士が存在している。日本との比較においては、弁護士数は十分であるといえる。

天然資源に乏しいシンガポールにおいては、国民の教育に非常に力を入れており、同国の教育水準は世界トップレベルを維持している。このように高い学力を誇るシンガポールの学生の中でも、法曹を志す学生の学力は、最高レベルと言われている。

また、シンガポールの学生は、同じコモンロー体系のイギリスの大学などに留学し、法学部の学位を取得する者が多い。シンガポール政府は、こうしたグローバルな教育を受けた法曹の教育を推進すべく、イギリスを始め、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダ、ホンコン、マレーシアなどのシンガポール政府が承認した大学で法学部の学位を取得した者には、シンガポール司法試験の受験資格を与える制度を設けている。こうした制度を設けることで、シンガポールの優秀な若い世代が、さらに海外へ留学し学ぶことに意欲を持ち、グローバルな人材が生まれやすい環境が整っている。

かくして、シンガポールの高い教育水準、グローバルな人材が生まれやすい法曹養成制度のもと、晴れて法曹となったシンガポール法弁護士のレベルは非常に高い。同じく能力の高い日本法弁護士との仕事の能力の差もほとんどないと考えてよい。

ただし、日系企業や現地日本法弁護士へのヒアリングにおいては、若干のワーキングスタイルの違いも指摘されている。日本法弁護士ほどの長時間労働を好まず、締め切りに対する感覚などが日本法弁護士とは若干異なる点、また専門意識が強く、自分の専門外の案件については回答しない場合が多い点、聞かれた論点以外についての法的な問題点はカバーしてもら

えない点、などが日系企業のクライアントからみると、日系法律事務所の弁護士の方が話の通りが良いと感じるようである。

5．日系法律事務所の進出

(1) 日系法律事務所進出の経緯

上述のとおり、シンガポールへの日系企業の進出に伴い、それを法的な観点からサポートする必要性、需要も必然的に高まった。こうした需要を受け、ここ2、3年でシンガポール国内にオフィスを設置する日系法律事務所が相次いだのも自然な流れである。

その口火をきったのは、西村あさひ法律事務所であり、2012年1月にシンガポールに日系法律事務所として最初にシンガポールオフィスを開設した。その後日本の大手5大事務所といわれる最大手の法律事務所がシンガポールに続々とオフィスを構えるに至ったのである²⁵。現在6つの日系法律事務所がシンガポールに進出している。(表6)

表6：シンガポール進出日系法律事務所²⁶

年月	事務所名	弁護士数
2012年1月	西村あさひ法律事務所	11名 ²⁷
2012年2月	森・濱田松本法律事務所	8名 ²⁸
2012年10月	TMI 総合法律事務所	3名 ²⁹
2013年1月	長島・大野・常松法律事務所	6名
2013年11月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	3名 ³⁰
2013年3月	港国際グループ	1名

上記のとおり、この2年の間に立て続けに日系法律事務所がシンガポールオフィスを構え、その後も人員を続々と増やしている。事務所によっては、日本法弁護士だけではなく、マレーシア法弁護士、インド法弁護士な

²⁵ 実際には、1990年代に一度、長島・大野・常松法律事務所がシンガポールへの進出を果たしたが、数年後には撤退したという経緯がある。

²⁶ 2014年12月時

²⁷ うちインドネシア法弁護士1名、マレーシア法弁護士1名

²⁸ うち、マレーシア法弁護士1名、インド法弁護士1名、シニアオブカウンセル1名、外国法研究員1名

²⁹ うち、シンガポール法弁護士1名

³⁰ うち、シンガポール法弁護士1名

どを採用する事によって、周辺国の法律サービスにも対応できるような体制を整えている。

また、日本法弁護士個人も、インド、インドネシア、ベトナムなど東南アジア諸国の駐在経験のある弁護士も多く、周辺国の駐在経験を生かした多様なアドバイスを行っている。

更には、周辺の東南アジア諸国にもオフィスを開設している事務所も多く、東南アジア域内の包括的な法律サービス拡充にむけ、日系法律事務所は同地域内における業務拡大を進めている。

(2) 日本法弁護士としての役割

先述のとおり、シンガポールの外弁規制のもと、外国法弁護士が取り扱える法律は、原資格国の法律、もしくは国際法に限定されている。また、法律事務所自体にシンガポール法を扱えるライセンス（JLV、QFLP など）が与えられない限り、当該法律事務所に所属する外国法弁護士がたとえシンガポール法を扱える資格を有していたとしても、シンガポール法のアドバイスを行うことは許されない。そのため、現在、上記日系法律事務所に所属する日本法弁護士は、日本法及び国際法に関するアドバイスなどを、主に行っている。

しかし現状として、どの法律事務所の日本法弁護士も大変に多忙な毎日を送っており、毎日帰宅は深夜となる弁護士もいる。外弁規制のもとにおいても、相当量の仕事はあるものと思われる。

では、具体的にどのような業務を行っているのか、以下に記載する。

現地法律事務所とのコーディネート業

シンガポールに進出している日本法弁護士の主要な役割の一つとして、日系企業クライアントと現地法律事務所及び周辺国の法律事務所との間の「コーディネート業務」があげられる。

日系企業から現地法に関する相談があった場合、依頼内容を整理した上で、適当な現地法律事務所を選定し、依頼する。その後、現地法律事務所から得られた成果物を再度精査し、依頼内容との齟齬がないかを確認した上で、クライアントにクオリティの高い成果物を、迅速にフィードバックするという役割である。

日本法弁護士を間に介することで、クライアントが直接現地の法律事務所に依頼する際に問題となるであろう、「日本的なビジネス感覚を理解してもらえない」、また「言葉の壁によって意思疎通が上手くいかず、意図

が正確に伝わらない」、などといった問題を回避できるようになる。どの現地法律事務所（またはどの現地シンガポール法弁護士）を選定し、具体的にどういった内容を回答してほしいのかを、いかに的確かつ迅速に指示できるかが、このコーディネイト役としての日本法弁護士の腕の見せ所となる。

日本法弁護士に依頼することによって生じるコスト、及び日系法律事務所が外注する現地法律事務所にかかるコストとが、二重に加算されるという問題も、クライアントが懸念するところではある。しかし、クライアントが直接現地の法律事務所に相談を行った場合に起こりうる上記問題点（ビジネス感覚の理解における齟齬や言語による意思疎通の問題）によって、嵩む可能性のあるコストと、日本法弁護士を介することによって生じるコストを勘案することにより、どちらがコストを低く抑えられ、かつクオリティの高い回答を得られるかを、案件ごとに慎重に判断するのが懸命な方法かと思われる。

シンガポールに進出している日系法律事務所は、日本国内においては大手の法律事務所ばかりであるが、シンガポールオフィスにおける弁護士の人員は、まだまだ少なく、多いところで10名程度である。現段階においては、各法律事務所、各弁護士が専門分野に特化した法律サービスを提供しているというよりは、包括的な法律サービス、多様な分野に対応できる弁護士が求められているといえる。

具体的な取り扱い案件としては、契約書の作成、労務問題、M&A、日本企業の現地拠点の設立、再編、清算、撤退、知的財産権案件、独占禁止法案件、仲裁など、多岐にわたる。

シンガポールの特殊性

シンガポールの特殊性として、周辺国も含めて統括する地域統括拠点としての機能を置いている企業が多いということがあげられる。そのため、シンガポール国内の案件にとどまらず、周辺国の法律に関する相談のニーズも多くなる。このような状況に対応するため、シンガポールで既に活躍する日本法弁護士及び日系法律事務所は、各国の弁護士と連携可能なネットワークを構築しなければならない³¹。

6 . その他サポート企業の進出

³¹ 詳細については、「現地政府・法曹等との連携体制の構築の状況について」のレポートに記載する。

シンガポールへの日系企業進出に伴い、進出その他の手続きなどをサポートする企業の進出も同時に増えている。例えば、コンサルティング会社、会計・税務会社、進出を試みる中小企業を対象にオフィスを提供するレンタルオフィス会社、人材紹介会社などである。

これらのサポート企業は、シンガポール現地における税制・会計面、シンガポール現地における規制などに関するアドバイスから、就労ビザ申請手続きのサポートなども行っている。現地法制度の情報に乏しい日系企業にとっては、非常にありがたい存在となっている。特に、コスト面から高い弁護士費用をかけられないという中小企業は多く、簡単な契約書の作成やチェックなどをこうしたコンサルティング会社などに依頼するケースが多い。

かかるコンサルティング会社などの他のサポート業種と法律事務所との業務の振り分け、連携の可能性などについては、以下で検討する。

第三．日系企業の法的支援のニーズ

本調査活動においては、シンガポールにある日系企業に対し、日本法弁護士に対する法的支援のニーズにつき、ヒアリング調査を行った。以下、各社における日本法弁護士への法的支援のニーズを含めたヒアリング調査結果を記載する。

1．大企業

(1) A社

法務部としての機能

同シンガポールオフィス内には、現在日本人2名、ローカル弁護士1名の3名の法務部員を有する。

同社法務部は、シンガポール国内のみならず、ASEAN地域の統括的な意味合いとして機能している。シンガポール国内の案件が50%ほど、インドネシアが30%、その他、タイ、ベトナム、フィリピンなどの案件を取り扱っている。

日系法律事務所への依頼状況、法的支援のニーズ

社内の法的な問題については、社内法務部でほとんど対応しているため、日系法律事務所には依頼することは少ない。

そうした中でも、コンプライアンス、体制整備や政府調査対応などにつき日系事務所に依頼している。

クオリティコントロールとして現地事務所とのコーディネートをお願いすることもある。

労務関連の人事問題などについては、ノウハウなどを相談することもある。

オイル、ガスなどの資源の案件が多いため、同部門に力があり、また昔からのコネクションもある英系の事務所を使うことが多い。

(2) B社

法務部としての機能

現在、日本人1名、ローカル3名の4名体制で対応しており、ローカル社員が法務部長を務めている。

日系法律事務所への依頼状況、法的支援のニーズ

現在、日系法律事務所へ依頼している案件は、1件もない³²。

日系事務所に依頼していない理由としては、以下の回答がえられた。

まず、シンガポール現地の法律が絡む場合は、やはり日系法律事務所を通すよりローカル法律事務所に直接頼んだ方が早いという意識がある。また、上記のとおり、シンガポール現地における当該会社の歴史は古く、ローカルの法律事務所との昔からの付き合いも長い。こういった点からも、当該ローカル法律事務所に依頼する傾向にある。裏を返せば、新しく進出してきた企業などは、日系法律事務所も候補の一つになるのではないかと考える。

また、予算については、日本の本社ほど資金的に恵まれていないこともあり、この点も日系法律事務所に依頼する事に関して、慎重にならざるを得ない点でもある。

シンガポール法弁護士能力は総じて高いものの、やはり日系法律事務所の日本法弁護士の仕事は「きめ細やか」と感じると感じる。言語の問題、ビジネスクオリティの問題などを考えると日系事務所の弁護士に頼む利点もあるが、やはり現地シンガポール法を扱えないという壁は大きい。

不祥事対応の案件の際に、各地の法律を見ながら一括して問題を解決したいとの思惑もあったため、東南アジア地域に広いネットワークを有する大手英系の法律事務所に依頼を行った。

³² 2014年10月時

現在のところ、日系法律事務所への依頼は行っていないが、シンガポールの日本法弁護士による各種セミナーにはよく参加している。そうしたところで、当該弁護士個人の能力や多様な経験などがうかがい知れることがある。そのような場合には、昔からの馴染みという関係ではなくても、次回当該弁護士の経験に沿う問題があった場合などには、ぜひ相談してみたいと考える。

(3) C 社

法務部としての機能

現在、ローカルの職員 3 名を含め、10 名の法務部員を有する。

日系法律事務所への依頼状況、法的支援のニーズ

社内法務部員が 10 名とかなり大きな組織を有するため、日系法律事務所をコーディネーター役として介在させる場面というのは必然的に少ない。また、日本法弁護士を介在させた場合のコストの問題は、やはりかなり考慮すべき問題の一つとなっていることは否定できない。

しかし、数は少ないものの、案件によっては日系法律事務所に依頼を行う場合もある。

まず、債権回収の場面などにおいて、横断的に調査を依頼したい場合などに、日系法律事務所へ依頼を行った。

さらに、日本法に関連しかつ現地での問題が絡んでくるような場合には、日系事務所へ依頼することに意味がある。具体的には、クロスボーダー M&A の場面において、金融商品取引法のファイアーウォール規制による書面同意の取得の場面などにおいて、同種規制の現地法人から書面同意を取得することは実務上困難であるため、規制を緩和できないかなどの点につき相談を行った。

このように現地に当該法律や規制がない場合には、日系事務所以外に相談することは考えられない。

また、APAC 地域における不祥事対応の場合には、センシティブな問題であるため、当事者のトータルケアなどを考えると、日系法律事務所に依頼したいと考える。

仕事のクオリティに関しては、シンガポール法弁護士も確かに優秀ではあるが、日本法弁護士の仕事のクオリティの方が上だと考える。例えば、シンガポール法弁護士は専門意識が高く、自分の専門分野以外の相談については、回答をしない場合が多い。また、依頼した段階で論点としてあげ

たものについての回答はあるが、依頼者側が見落としていた論点などについての補足はしてもらえない。これに対して日本法弁護士の場合は、全体を通して問題点を把握し、依頼者が見落としていた論点などについても回答をしてもらえる、いわゆる「かゆい所に手が届く」きめ細やかな仕事をしてもらえる。些細な点ではあるが、こういった点において、日本法弁護士の方が仕事のクオリティは高いと考える。

シンガポール法を扱えない事が日本法弁護士への依頼を妨げとなっていることは否定できない。しかし、今後、外弁規制の緩和や日本法弁護士個人が FPE (Foreign Practice Examination) 試験³³に合格することで、シンガポール法を扱える日系事務所が出てきた場合には、もちろんシンガポール法に関する現地シンガポール法弁護士との能力の比較はするものの、遜色ない程度であるならば、ぜひ依頼したいと思う。

また、シンガポール国内では少ないが、東南アジア周辺国においては、まだ法整備も整っていない事も多く、現地の慣行などに詳しい日本法弁護士に相談できるとありがたい。

(4) D 社

法務部としての機能

法務部は存在していない。

日系法律事務所への依頼状況、法的支援のニーズ

社内法務部が存在しないため、日系法律事務所への依頼は非常に多い。具体的依頼内容としては、就業規則のチェック、ひな形のない契約書の作成、その他投資を撤退する問題などにつき依頼している。

商事トラブル、仲裁に発展しそうな問題などは、弁護士に相談せざるを得ない。

日本の本社が頼んでいる法律事務所でもあるため、本社の者が納得しやすいという意味もあり、当該日系事務所に依頼している。

言語の問題、法的な知識不足の問題から、ローカル法律事務所に直接頼むことはなく、ローカル法律事務所の仲介としても日系事務所を絡めて依頼している。コストが1.5倍から2倍かかってしまうのは、課題としてあるがやむを得ない。コスト面の問題もあるため、簡単な契約書のチェックなどは自分たちで行っている。

³³ 当該試験に合格すれば、一定範囲のシンガポール法について扱える事となる。

インハウスの弁護士の必要性は強く感じている。法務部の仕事というのが、それほど多くあるわけではないので、法務以外の仕事も行うというインハウスの需要は各企業も高いと思う。

(5) E社

法務部としての機能

法務部は日本人2名、ローカル3名の5名で対応している。

日系法律事務所への依頼状況、法的支援のニーズ

法務部の人員も多いため、クロスボーダーの案件なども含め、できるだけ社内で処理するようつとめている。

しかしながら、シンガポールでのビジネスは大きいため、契約書のチェックなどを外部の法律事務所に依頼することもある。ただし、依頼先はローカル事務所か英米系事務所であり、日系法律事務所には依頼はしていない。

シンガポールでは特に問題はないが、周辺国の弁護士のクオリティがいまいちだと感じる時があるため、そういう場合に日本人弁護士にコーディネイト役として介入してもらうのには意味があるかもしれない。

(6) F社

法務部の機能

2013年の7月より法務部を設置し、日本人1名、ローカル1名の2名で対応している。

日系法律事務所への依頼状況

工場のあるタイ、インドネシア、ベトナムなどの労務問題が多く、この場合には各国の現地の弁護士に依頼している。その場合も、英語が使用されるため言語的な問題はなく、また現地にある大手の事務所に頼めば弁護士のクオリティも特に問題はない。

ただし、日本の本社が現地の弁護士のクオリティに関して疑問を呈している場合、日系法律事務所の名前を出すと、本社に納得してもらえという日系法律事務所に対する信頼感・ネームバリューは大きい。

また、日本法弁護士でもローカル法が扱えるということになれば、依頼してみたいという希望はある。

中国での駐在時、日本人弁護士はみな事前に語学留学などで必死に中国語を勉強し、中国語に堪能であった。また現地の中国人弁護士のクオリティにも疑問があるという問題もあり、当時はほぼ日本人弁護士へ依頼していた。

これに対し、ASEAN 地域では、ほぼ全て英語で処理ができるという点から、言葉で苦労する場合はほとんどない。よって、日本人弁護士には、タイ語やインドネシア語など英語以外の言語に堪能であるなどの付加価値があれば、依頼につながるのではないかと考える。

また、直接の依頼とは異なるが、日系法律事務所がシンガポールで開催するアジア各国の法制に関するセミナーは大変役立っている。一対一のコミュニケーションであれば基本的には英語でも問題ないが、セミナーのような場ではなかなかネイティブ同士のやり取りをすべて理解するのは難しく、最新情報を日本語で説明してもらえるのは非常にありがたい。例えば、先日、某大手日系事務所が開催したインド会社法の改正に関するセミナーに参加したが、英語ソースだけを読んでいてもなかなか理解できなかった点を分かりやすく説明してもらえ、大変参考になった。また、このようなセミナーの多くは無料で開催されているが、もっとクオリティの高いものを有料で開催しても十分にニーズがあると感じている。

(7) G 社

法務部としての機能

社内に法務部はない。

日系法律事務所への依頼状況

建設業においては、当初の設計段階から完成までの行程で、建設内容が変更されることが通常であり、多いときは100回以上変更されることもある。そのため、変更の都度書面を作成する必要があり、また相手方との交渉も日常的に行わなければならないため、ローカル法律事務所に依頼している。この弁護士費用は相当なものとなるが、社内で処理することはできないため支払わざるをえない。

ローカル法律事務所への依頼は、4、5つの事務所を時と場合に応じて使い分けている。

個人情報保護法が新しく施行された時は、シンガポールローカル大手の法律事務所の日本人弁護士に内容について聞いた。

日系法律事務所の弁護士に期待する点としては、シンガポール法が扱えることはもとより、やはり相手方との交渉が十分にできる程度の英語力があればと良いと考える。

(8) H社

法務部

現在 シンガポールオフィスに法務部はない。

日系法律事務所への依頼状況

M&A など相手方のある案件が多いため、ローカル法律事務所か英米系の法律事務所にほぼ依頼しており、日系法律事務所に依頼することはほとんどない。

また、現地の規制や法整備の点などがわかりづらいため、現地シンガポール法弁護士に相談する方が現実的である。

さらに、シンガポールの国が小さいという特殊性から、大きな法律事務所のパートナークラスになると、政財界などとのネットワークがあることなどもローカル事務所に依頼するメリットだと考える。

日系法律事務所に依頼しづらい原因としては、現地法が扱えない点、語学力の点のほかに、「敷居が高い」という点もある。英米系事務所は、確かにコストは高いが、予算の上限を決めて、その範囲で処理してもらえかなどの交渉がフランクに行いやすい。また、シンガポール人弁護士に関しても、フランクで話しやすいという印象がある。一方で、日系法律事務所では予算の交渉の余地すらなく、若い世代の弁護士ではフランクに話せる人も増えてきてはいるが、未だにこの「敷居が高い」という印象は拭えない。細かい点であるかもしれないが、依頼を行うか否かの判断にかなりの影響を与えている。

シンガポール以外の周辺国の法律事務所の選択に関しては、現地の投資銀行からのアドバイスなどをもとに決定しており、時には選択に失敗したな、という場合もある。この点、日系法律事務所を介在させるなどの方が確実なのかもしれないが、経験を積んで今後の事務所選択に生かせればと思う。

最後に、弁護士に依頼するうえで、もっとも重視している能力は、「交渉力」である。「交渉力」とは、英語が流暢に話せることはもとより、

「人間としてのコミュニケーション能力、リーガルリスクの取捨選択能力に長けていること」などが重要であり、この点英米系の弁護士が経験もあり優れていると考える。

(9) I 社

法務部

シンガポールオフィス内に法務部はない。

日系法律事務所への依頼状況

日系不動産事業者が ASEAN 地域で事業を行う場合、少なくとも参入初期においては、デベロッパーなどの現地企業との合弁が基本となるため JV 契約書のレビューなどを外部の法律事務所に依頼することとなる。

この依頼先は、ほぼ 100% 日系法律事務所である。

その理由としては、日本にある本社の法務部が英語の対応になれておらず、また日系法律事務所に対する信頼感が高く、日系法律事務所を使うと社内の通事もよいことなどがあげられる。また、法律のバックグラウンドの違いを理解するのが難しいことなども理由の一つである。

ローカル事務所に直接依頼した方が、コストも時間も削減できると思われるが、現時点では日系法律事務所に依頼するメリットの方が大きいと考えている。今後も日系法律事務所への依頼を継続するつもりである。

タイなどの周辺国においても、やはり社内の通りが良いという理由から日系法律事務所に依頼している。

またローカル事務所に依頼する場合にも、日本語でやり取りできる点を重視し、ジャパンデスクのある事務所に依頼をしている。こういった事務所は当然、大手法律事務所であるため、クオリティも全く問題はない。

日本人弁護士の英語力も特に問題はないと考える。

今後、日系法律事務所にローカル弁護士が採用されたり（外弁規制の問題があるが）、事務所ごとの専門性、カラーなどが明確になれば、企業側としてはさらに日系法律事務所が使いやすくなるだろうと考える。

(10) J 社

法務部

昨年7月に法務部を設置し、現在1名で対応している。

日系法律事務所への依頼状況

本年2月に他社との火力事業の統合を行った際に、日系法律事務所を窓口としてすべての案件処理を行った。案件の規模が非常に大きく、現地法人の設立や名称の変更、株主変更などをグローバルに行わなければならない、これを社内法務部1名で、現地法律事務所の選択からすべてを行うのは、相当の労力を要する。このため、日系法律事務所に一連の作業全てをコーディネートしてもらうという方法で利用した。

コストが二重にかかるのではないかとという見方もできるが、自分一人で、現地法律事務所の選択から、現地ロイヤーとの交渉、やり取りなど全て行う方が、時間もコストもかかるのではないかと考えている。結果、日系法律事務所に一任し、法務部としては、指示を与えるのみという、依頼の仕方の方がコストも削減できたのではないかと考える。

このように、案件が非常に大きい場合には、日系法律事務所をコントロールタワーとして利用することに大きな意味があると考えられる。一方で個別の小さな案件はローカル法律事務所に依頼するなど、案件によって使い分けるのも社内法務部の役割の一つである。

また、アメリカでの勤務経験と比較すると、東南アジアにおいては、コミュニケーション能力（英語がわかりにくいということ）、弁護士の能力、法令の整備などに問題があるため、その点においても日系法律事務所をコーディネート役として介在させることに意味がある。

また、周辺国での研修経験がある日本人弁護士に、アドバイスの意見を求めることもある。

日本人弁護士の英語力に関しても特に問題はないレベルと考える。

(11) K社

法務部

日本人1名、ローカルスタッフ2名の、計3名で対応している。

日系法律事務所の依頼状況

社内法務部があるため、基本的に法律的な問題は内部で処理するように努めている。また、何か外部の法律事務所のサポートが必要な場合には、日系法律事務所ではなくローカル法律事務所へ直接依頼している。

日系法律事務所ではなく、ローカル事務所に依頼する理由として、主に、コストの問題、コーディネイト役として介在させるのは二度手間である、日系法律事務所はコンペティターとしての意識がある、という3点があげられた。

まず、大前提として、シンガポール法を扱えるのであればぜひ日系の法律事務所をお願いしたい。

同社では、家電リサイクル法や省エネ法といった特殊な法律を扱うことがあるため、こういった法律に詳しい弁護士がいればコストをかけてでも頼みたい。

具体的には、シンガポールにおいて、上記のような法律はまだ制定されておらず企業側と政府が協力して法の作成を行うことがある。そういった場合に、担当者がアドバイスとして意見を言いすぎると、政府側から全部ドラフトしてほしいと丸投げされることがあり、そうなると担当者としても困ってしまう。このような場合に、法の目的、現地の事例・法例、現地の事情を踏まえた上で、かつ日系企業に不利益にならないような法をドラフトしてくれる弁護士がいれば、ぜひお願いしたい。このような弁護士が多くいるとは思わないが、今後、弁護士側も何か専門的な知識を身に付けることで、企業側からのニーズ拡大につながるのではないかと考える。

また、現代の情報化社会においては、法令や規制に関する情報など、大抵のことは企業側でも調べられる。新しい法令の施行や法改正などといった新しい情報を入手するためだけに弁護士にコストをかける時代ではなくなっている。

「交渉力、影響力、ネットワークやコネクションのある弁護士」など、他の弁護士とは異なるパーソナリティを有する弁護士には、コストをかけてでもお願いする価値はあると考える。

2．中小企業及びベンチャー企業

(1) L社

シンガポール進出の経緯

シンガポールには、2009年に進出し、現地企業とのJVという形で営業を行っている。シンガポールにある店舗は直営店であり、その他、タイ、マレーシアにもフランチャイズという形ではあるが2年前から営業を展開している。

シンガポールは日本人も多く、日本の文化が伝えやすいと考えたため、進出を決定した。

法律事務所への依頼状況等

現時点では、法的な問題が起こった場合には、日本の本社の法務顧問にすべて相談している。シンガポール法に関係する場合は、日本で頼んでいる弁護士に、シンガポールの弁護士を紹介してもらおうという形で対応しており、現在シンガポールにある日系法律事務所に依頼はしていない。

よくある法律問題としては、労務問題がある。日本であれば社労士に相談するような事が、シンガポールでは相談できないため、自分たち MOM と直接話して解決している。そういった問題を気軽に法律事務所に相談できれば、非常にありがたい。

今年の6月から、シンガポールにおけるビザの取得要件が厳しくなった影響で、日本人の従業員が減ってしまった。今後も取得はかなり難しいと思われる。

顧客との間で、これまで大きな法律問題が発生した事はなく、金銭トラブルも大きな金額でなければ督促はせずに終わっている。

大きな法律問題がたびたびおこる訳ではないため、月額いくらというかたちで顧問契約を結び、かかりつけの医者のような形で相談できるのが一番良いと考える。法的な問題といっても、似たような問題しかおこらないので、普段から一人の弁護士に状況を把握しておいてもらうのが良い。

就労ビザの要件が厳格化した影響で、日本人エステティシヤンのビザが更新されず、一時期、日本人エステティシヤンのスタッフが確保できなくなるという事態がおこった。ローカルのスタッフの教育にも一定期間を要する事から、全体的にスタッフが不足した。顧客は日本人のみならず、ローカルのシンガポール人顧客も多い。そのため、ローカルスタッフで対応する事にもそれほど問題はないが、やはり日本人顧客の中には日本人スタッフを好む者もいるため、ビザ取得の問題は今後政府との交渉も含めてどのように解決すれば良いか考えなければならない課題の一つである。

周辺国である、タイ、マレーシアでフランチャイズ店をオープンした時には、日本の弁護士の紹介で現地の弁護士に依頼したが、言葉の問題や仕事のクオリティも特に問題はなく、日本人弁護士でないにだめだという印象はない。

弁護士を依頼するにあたって、重要視する点は、やはり個人の能力やコミュニケーション能力、人間力によるところが大きいと考える。

(2) M 社

シンガポール進出の経緯

シンガポールでは2003年から営業を開始しているが、2012年に従業員1名とともに、同社を設立した。両親の仕事の関係から、幼少の頃よりシンガポールで育ったという環境から、シンガポールで仕事を行っている。

法律事務所への依頼状況

契約書のチェックなどはすべて自分で行っている。後に問題とならないように、すべて書面化しているため、今まで顧客と特にトラブルになった事はない。

一度、本契約を結ぶ時に、前契約の内容の変更ができるかどうかをローカルの弁護士に相談した事があるくらいで、特に大きな問題が起こった事はない。

弁護士費用に関しては、やはり非常に高いイメージがあり、依頼するのを躊躇してしまう要素となっている。例えば、月額数百ドルで、年間メール何通まで、電話相談何時間までといった契約があれば頼みやすい。

大問題がおこるといよりは、軽く聞きたい事の方が多いので、上記のような契約内容が依頼内容にも沿うと思われる。

日本法弁護士がシンガポール法を扱えるようになれば、依頼の需要はなお高まると思う。

(3) N社

シンガポール進出の経緯

欧米を拠点にリサーチ、マーケティング業務を開始し、2010年ころから、上海、ホンコン、などアジアにも展開した。2011年からシンガポールでも業務を行っている。

法的支援のニーズ

法律事務所にはあまり依頼はしていない。簡単な法律問題に関しては、現地のコンサルティング会社に依頼する事が多い。

労働争議の紛争となった場合には、英米系法律事務所に依頼した。コストはかなりかかったが紛争解決のためには、費用を気にしている余裕はないため、やはり仕事のクオリティの高いところに依頼する。

海外駐在経験も長く、英語も特に問題はないので、シンガポール法が扱えない日系法律事務所に依頼するメリットはないと考えている。

ローカルの法律事務所などは営業に来たりするが、日系法律事務所は来た事がない。日系法律事務所は「敷居が高い」という印象がある。

(4) O社

シンガポール進出の経緯

シンガポールでは、日本が旅行先として人気があるため、そうした旅行者を対象に wifi 機器レンタル業を開始した。

法的支援のニーズ

やはりコストの問題から、雇用契約書などは会計事務所に作成を依頼した。シンガポールで育ったため、英語には全く問題はなく、何か法律問題が起こった時にはローカルの法律事務所に依頼をする。日本法弁護士がシンガポール法の資格を取得したとしても、やはり「情報の正確性の担保」という観点から現地法律事務所へ依頼を行うと思う。

3. 企業サポート業種

シンガポールには、進出を行う日系企業、既に業務を多なっている日系企業をサポートする企業も多く業務を行っている。その中でも、社内に事務手続き等を行う部門もなく、細かいサポートを必要とする中小企業をメインにサポートを行う企業が多い。

以下、こうしたサポート業種への聞き取り調査をもとに、主に中小企業の抱える問題点や法的支援のニーズにつき記載する。

(1) 人材紹介会社

シンガポール進出の経緯

タイに2001～2006年まで駐在しており、2007年からシンガポール移住し、業務を開始した。シンガポールにおいてビジネスを行う企業は、労働力の不足や人事採用難の問題を抱える企業も多い。かかる企業の問題をサポートするため、政府のガイドラインを順守した募集文章の提

案から、書類選考、面接、雇用契約、就業規則の作成など、募集から入社までのトータルサポートを行っている。

中小企業が抱えている問題点

(a) 労務問題

東南アジア全般にいえることだが、労務問題に関しては労働者に有利に処理される事が多い。シンガポールではないが、インドネシアにおいて、会社のお金を横領して解雇されたという事例の際、「家族には罪はないので、解雇されてから6ヶ月間家族に給料を支払え」という、なんとも理不尽な処理のされ方をしたことがあった。日系企業ということで、足下を見られた可能性もあるが、日本円に換算して月に1万円程度の負担であったため、法廷等で争う気もおこらず、そのまま家族に給料を支払い続けたという。

シンガポールは、解雇は簡単であり、1ヶ月前に通告すればいつでも解雇ができることになっている。シンガポール人は、職を変えてキャリアアップするという考えの者が多く、また日系の企業だと会社の上層部は日本人ばかりであるため昇進も見込めないこと、無駄な残業はしたくないなどワーキングスタイルの相違もあることから、自ら辞めていく者も多い。

弁護士を使った案件としては、会社に20年以上も長く居座る従業員を、会社としては解雇したかったのだが、シンガポールの定年後の従業員の再雇用制度を主張され、解雇できなかった。この時は、ローカルの弁護士を使い、交渉によって契約にはない退職金を渡す事で解決した。

(b) 弁護士の必要性

シンガポールにおいては、法人設立の際には、会社が法令に準拠して届出や文書作成を行っているかどうかを監視する「カンパニーセクレタリー」を置く必要がある。実際には、中小企業では、カンパニーセクレタリー会社や会計事務所が業務を代行していることが多い。このカンパニーセクレタリーを弁護士に依頼したいと思っている会社は多いと思われる。

また、会社の売買に関する案件、労働契約書を作る時などは、窓口としてジャパンデスクのある現地の法律事務所をお願いしている。特に、シンガポールには労働に関する法律がなく、その分契約書をきちんと作成する必要があり、この契約書の作成には弁護士は欠かせない。

新規にシンガポールに進出する中小企業の中には、シンガポールの制度など右も左もわからず、また英語もそれほど堪能ではないという企業も多

い。安心を買うという意味でも、窓口として日系の法律事務所やジャパンデスクのある法律事務所の需要は高いと感じている。

ただし、やはり一番需要を妨げる要素となるのは、以下に述べる「コストの問題」である。

(c)コストの問題

上記の通り、中小企業における日系法律事務所の事務所の需要は高いと思われるが、やはり現実問題として、弁護士費用は中小企業にとって財政的負担が大きく、依頼を躊躇する大きな原因の一つとなっている。長期的な付き合いができるような形を考えると、年間顧問料（具体的には6ヶ月に1回1000ドル以下程度）を支払って、契約書作成など個別の依頼には都度（契約書の内容にもよるが、例えば10000ドル程度）支払うといった形での顧問契約が結べれば良い。タイにいた際には、月額いくらかを支払う代わりに、簡単な内容のものであるが、マンスリーレポートを発行してもらっていた。毎月目を通していた訳ではないが、何かそれに関する問題が起こった時に非常に参考にもなったため、そういった方法で顧問契約を結ぶというのにも需要があるかもしれない。シンガポールは、法律の施行が早く、法改正も多いため、これに対応したマンスリーレポートの発行や、現在は無料で行っているようなセミナーなどを有料で開催しても需要はあると思われる。

(2) レンタルオフィス業

シンガポールオフィス

2011年にシンガポールにおいて、中小企業向けのレンタルオフィス業を開始した。同社の業務はレンタルオフィス業のみにとどまらず、政府関係者や現地企業との販路拡大や業務提携のアレンジを含め、利用者の事業立ち上げから事業拡大までのサポートも行っている。インドネシアにも支店がある。

業務内容

累計でこれまで180～200社ほどにオフィスのレンタルを行い、現在50～70社くらいが入っている。約95%は日系企業であり、数社は

ビジネスが上手く行かずに撤退したが、残りのほとんどは他にオフィスを移すという形で卒業していった。

7～8割程度は、新規進出企業であり、事業のスタートアップとしてオフィスを借りる企業が多い。業種は、製造業、精密機械の企業、IT 関連、システムの開発案件、食品、物流、会計事務所など多岐にわたり、日系法律事務所もスタート時に借りていたこともある。

オフィスの賃料は、小さいオフィスで月額700ドルから、個室で4、5名が使用できるサイズになると、月額4000ドル程度である。24時間使用でき、会議室、コピー機などはシェアできるようになっている。

進出企業数は、2012年が一番多く、2013年、14年に関しては、通貨レートの関係で、1割ほど減ったが、今後も進出企業数が急激に減るといった事はないと考える。以前は東京の企業の進出がほとんどであったが、最近では、九州、中国地方などからの企業の進出も増えてきている。

法律問題、弁護士のニーズについて

(a) 法的支援のニーズ

会社の設立にあたっての手続きの際に、弁護士、会計士などの専門家の紹介をお願いされることがある。またシンガポールに設立した後に、周辺国を視野に入れていきたいという企業も多い。当レンタルオフィス会社はインドネシアにも支店があるため、必要な情報を提供したり、現地弁護士を紹介したりしている。

また各業種それぞれ、シンガポール国内の規制や制度を知りたいという企業のニーズが高い。

例えば、美容系の会社であれば、マッサージに関するライセンス、医薬品の輸入販売の手続きなどがわからず、こういった点で法的なサポートを必要としている。

また、飲食、サービス業に関しては非常にトラブルが多い。

店舗を構えているビルのオーナーから、1ヶ月前に突然リノベーションをするから出て行ってくれと言われ、まだ出店して半年もたっていない段階だったため、非常に困っていた。ローカル企業のようにうまく交渉もできず、日本ではあり得ない状況であるため、このような要求に応じるべきなのか、そもそも弁護士に相談すべき事案なのか、といったことすらわからないといった状況であった。

他に、飲食店の隣の店舗から水漏れがあり、営業ができなくなったため、その補償をどうするかといった問題に関しても、弁護士を立てて相談してもいいのか、という相談を受けた。

また、近年の就労ビザ取得要件につき、現地政府と話をした企業があった。政府の話では、今後海外からの移民を増やすつもりはなく、このまま競争を行ってつぶれるのであればそれも仕方ない、との意見であったという。

また、当該会社のインドネシア支店において、インドネシアで洪水が起こった際に、ビルの管理不行き届きが原因で1ヶ月ビルが閉鎖されてしまった。オフィスをレンタルしなければ売り上げは上がらないため、その間の補償の問題などで弁護士を入れるべきか迷ったことがあった。幸い、フリーレントの交渉などが上手くいったため、弁護士を使わずにすんだが、今後必要となる日がくるであろう。

現地の新しい法律に関して知りたいという需要もあったため、日系とローカル双方の法律事務所を2、3紹介した。日系法律事務所は窓口的な役割となるため、コストも1.5倍から2倍かかってしまうという難点はあるが、ローカル事務所だとそれこそ法的な専門用語を英語で理解しなければならず、やはり企業側でも言語に堪能なものがいなければ、対応は難しい。

(b)法律事務所への依頼の実情、問題点

上記の通り、中小企業の中では相当の法的支援のニーズは高いものの、実際には、費用の問題や、またそもそも弁護士に相談して良い事案なのかという根本的な問題がわからず困っている企業も多い。何か問題が起こった時に、本社に連絡を入れると本社から「それは普通なのか」という質問が必ず出てくる。聞かれた方も、よくある事例なのかの判断もできないため、そういった現地の慣例などについて専門家の意見、アドバイスを聞きたいというニーズは非常に高い。

シンガポールの会社においては、先述のカンパニーセクレタリーを始めとして、何かと費用がかかる。このカンパニーセクレタリーを外部機関に依頼すると、年間1000～1500ドル、登記事項などをお願いすればその都度チャージされ、現地取締役の名義だけで年間2000ドル程度かかっている。

弁護士との顧問契約を結ぶ場合、支払っても良い月額の上限としては、先のカンパニーセクレタリー費用も含めて月額300～400ドル程度と考える。契約書作成などに関する費用を追加で支払う事は当然問題ない。

現在は、費用の問題から、就業規則などのひな形を借りて自分たちで対応する、会計事務所などに法律相談をする、法的に責任は問えないものの司法書士事務所に契約書の作成を依頼する、英訳であまりにもおかしいところや大きな間違いのみをチェックしてもらう、といった方法で解決しているのが現状である。内容の正確性の担保や法的な責任を問えるという点

と、その費用をどこまでかけるのかという落としどころをどうとるのか、各中小企業とも頭を抱えている問題である。

先に述べたように、飲食業は非常にトラブルが多いため、飲食業に関する法律や制度を、情報としてアップしてくれればありがたい。顧問料の対価として情報が欲しいという需要は非常に高いと考える。

そうはいつでも、シンガポールは制度も明確で、しかも英語が公用語であるため、周辺国に比べて対応が楽である事は否めない。インドネシアなどは、制度も曖昧で、お金を渡して解決という方が早いという習慣が未だに根強く残っている。インドもグレーゾーンが多くまた、何でもネゴシエーションしてくるとい国民性に対応するのは非常に骨が折れる。カンボジアも、裁判官が賄賂で動くような国であり、この点、まだまだ周辺国には法律以前に対応の難しい問題点が多い。

(3) コンサルティング会社 A

シンガポールオフィス

日本に、グループ会社が多数あり、シンガポールには3年前より進出した。コンサルティング以外に、税理士法人、監査法人などもあり、グループ全体で日系企業のサポートを行っている。

日系法律事務所との関係

日本の本社には、日本人の弁護士がいるが、現在は中国に派遣されている。日本語を話せる法的な専門家が必要ということで、中国の問題が起きた場合に当該弁護士が対応している。

その他、日系法律事務所にも依頼を行う事もある。ベトナムでホテルの買収の際には、日系法律事務所のベトナム支店に依頼した。

日本でのプラクティスがどうなっているのかというところが、やはり日系企業が一番気にするところであるため、日本にバックボーンをもっている弁護士にお願いする方がよいと考える。

シンガポールにおいても、会社の横領、使途不明金などの問題を処理する場合に、日系法律事務所を通じて処理した事がある。

日系法律事務所とローカル事務所との違いは、先述の日本でのプラクティスのバックボーンの有無以外に、ビジネスマナーの相違も気になるところではある。メールの返信がなかなかこなかったり、折り返しの電話がなかったりという事が多い。

中小企業においては、シンガポール法を扱えないという事はあまり気にはなっておらず、それよりも言葉の問題や、日本のビジネス精神などを理解してもらえ方がありがたい。

やはり、コストの問題は気になるところであり、顧問料として月々いくらかでも払っている方が細々とした問題も聞きやすい。

ただ、何の経験もない弁護士がいきなりきて、業務を行うのは難しいと感じる。

現地で研修をしたり、日本とシンガポールの中小の弁護士のノウハウを使ったり、またローカルの事務所と共同など出来るような環境であれば、企業側としても、依頼しやすいのではないかと考える。

また、シンガポールでは、弁護士、会計士、コンサル業の仕事の線引きが曖昧であるため、その線引きをはっきりさせると企業側も依頼がしやすい環境になるのではないか。

(4) コンサルティング会社 B

シンガポールオフィス

中小企業が、シンガポールに多数、進出していることから、こういった中小企業に対する、コンサルティングの必要性を強く感じ、2年前にシンガポールに進出するに至った。現在7名のスタッフを有する。

コンサルティング業以外にも、会計税務業務など、ワンストップでサポートできる体制を整えている。

日系法律事務所との関係

当コンサルティング会社は、210名の専門家を有する、いわゆる中堅どころのコンサルティング会社である。上述のとおり、中堅事務所を使っている中小企業の進出により、現在シンガポールには中堅会計事務所などが続々と進出している状況である。

コストの問題から、始めはローカル事務所に相談する日系企業が多いが、ローカル事務所は、いわゆる「安かろう悪かろう」といったサービスの事務所が多いため、最終的には、日系のコンサルティング会社や会計事務所に泣きついてくる日系企業が多い。

言葉の問題だけではなく、ローカルの会計事務所は、包括的なアドバイスをしないという問題がある。すなわち、会計問題、つまり数字のみ見れば良いといった対応しかしない。

これに対し、中小企業は、包括的に問題をみてもらいたいというニーズがあり、その点、大手の会計事務所は、専門性が細分化されているため、こういった中小企業のニーズにそぐわない。また、これら大手の会計事務所は当然コストも高い。

企業の法的な問題については、アドバイスは行えないので、労働契約書のひな形を提供したりはするが、その他の問題には関与していない。

法律問題についてクライアントから相談があった場合には、やはりシンガポール法を扱える日本人弁護士に依頼する事が多い。

また、中小企業は、コミュニケーション能力を重視している面がある。大手の法律事務所の弁護士は「敷居が高い」という印象であり、能力もさることながら、人柄をみて依頼するという部分が大きい。

企業のサポート業務ということで、弁護士業も同様ではあると思うが、「サービス業」という意識を持つ事が必要ではないかと考える。中小企業の特長性として、クライアントの気持ちを理解してほしいという意向がある。

上記の通り、会計事務所と同様、大手の法律事務所と中小企業というのは、ビジネススタイルとして相性があまり良くない。そういう点で、中小企業に対する法的サービスを専門とした法律事務所が進出すれば、「ブルーオーシャン」となることは間違いないと考える。

シンガポールの特殊性としては、法律が整備はされているものの、「原則主義」であり、解釈の方法が曖昧な点が多いため、専門家の必要性というのも強く感じている。

4 . その他の業種

(1) 日系医療機関

今回聞き取り調査を行ったクリニックのうち一つ、ラッフルズジャパニーズクリニックは、現地の大きなローカルクリニックの子会社としての位置づけで運営されているため、親会社の法務担当や親会社が利用している外部の現地法律事務所を利用している。

また、シンガポールにおいては規制の問題から、日系医療機関は邦人患者のみを対象に、プライマリー医療のみを行っている。したがって医療過誤などの大きな問題にはもともと発展しにくい。

また、問題化を未然に防ぐ努力も行っており、週に一度は院内でのカンファレンスを行い、医師、看護師、薬剤師、事務員間の情報の共有を徹底化するなどの予防対策を行っている。また、提携している現地の大きな病

院への紹介の際には、通訳を手配するなど、問題を顕在化させない努力を相当行っている。

内部のコンプライアンス等の問題についても、弁護士に医療のことはわからなからいだろうとの考えから、自分たちで問題解決を行っている。

(2) 日本人学校

概要

シンガポール国内には、日本語で日本の文科省の教育カリキュラムにそった教育を行う小学部がウェストのクレメンティ校とイーストのチャンギ校の2校、中学部が1校ある。日本人会の会員にならないと入学できないという資格要件がある。

2013年度の児童生徒数は、小学部チャンギ校が789名、クレメンティ校690名、中学部460名の合計1939名であったが、同年12月には2010名となった。

法的支援のニーズ

まず、一般的な法的争訟となりうる事例としては、土地の賃貸借契約の問題などがあるが、ローカルの弁護士を通じて契約内容のチェックなどを行っている。シンガポール国内の問題であり、準政府機関などとの交渉もあること、やはり現地の慣例や慣習に詳しいローカル弁護士に相談することとなる。

学校の設備で生徒や保護者などが怪我をした場合の、補償の場合などには、これまでは保険会社を介して示談で解決され、裁判等に持ち込まれたことはないが、今後おこらないとも限らないため、その場合には弁護士を介入させることも検討しなければならない。

また、労務関係の問題も多い。シンガポールの政府機関、Ministry of Manpower (MOM) は労働者の保護に厚く、解雇された者が MOM に不当を訴えた場合、就業規則が審査の対象となる。そのため、まずは就業規則を法律にきちんと適用させる必要があり、弁護士にチェックを依頼する必要がある。

その後、被解雇者との間で紛争となった場合、紛争解決までにかかった時間の給与相当額及びペナルティを支払わなければならない。そこで最後まで争うか、一定の金額を支払って示談で解決するかという交渉が行われ

る場合が多い。これまで弁護士に介入してもらったことはないが、今後十分に可能性はある。

しかし、大前提として同校は前述のとおり、シンガポール政府から認可を受けた私立学校であるため、すべての争議はシンガポール法によって解決される。よって、かかる紛争に介入する弁護士も、当然シンガポール法が扱える資格を有する必要がある、現時点では日本人弁護士に依頼することは現実的に想定できない。ただし、日本人とシンガポール人の国民性の違いなどに、苦労することも多々あるため、シンガポール法を扱える日本人弁護士がいれば、ぜひお願いしたいと考える。

上記の問題点において、日本人弁護士が活躍できる場がどれくらいあるのかは定かではないが、理事会で承認されれば、顧問弁護士を置くことも可能性はあると考える。

第四．在留邦人の法的支援のニーズ

1．邦人個人を対象とした日系法律事務所、日本法弁護士の不足

先述の通り、現在シンガポールには3万人を超える邦人が生活している。日本人の文化的交流をサポートする現地日本人会、日本人患者を専門に診察する日系医療機関、日本人教師による教育を行う日本人学校と、現地日本人コミュニティを支える生活基盤は非常に充実したものとなっている。

しかし、現在、シンガポールに進出している日系法律事務所及び日本法弁護士は、企業の法的支援のみを行っており、邦人個人は対象としてない。現地で邦人が何か法律問題に巻き込まれた際に法的支援を行う、日系法律事務所や日本人弁護士は、現在のところほとんど存在していないというのが現状である。

それでは、シンガポールにおける邦人は、法律問題に巻き込まれた際には、どのように対応しているであろうか。また、そもそもどういった法律問題に巻き込まれているのか。

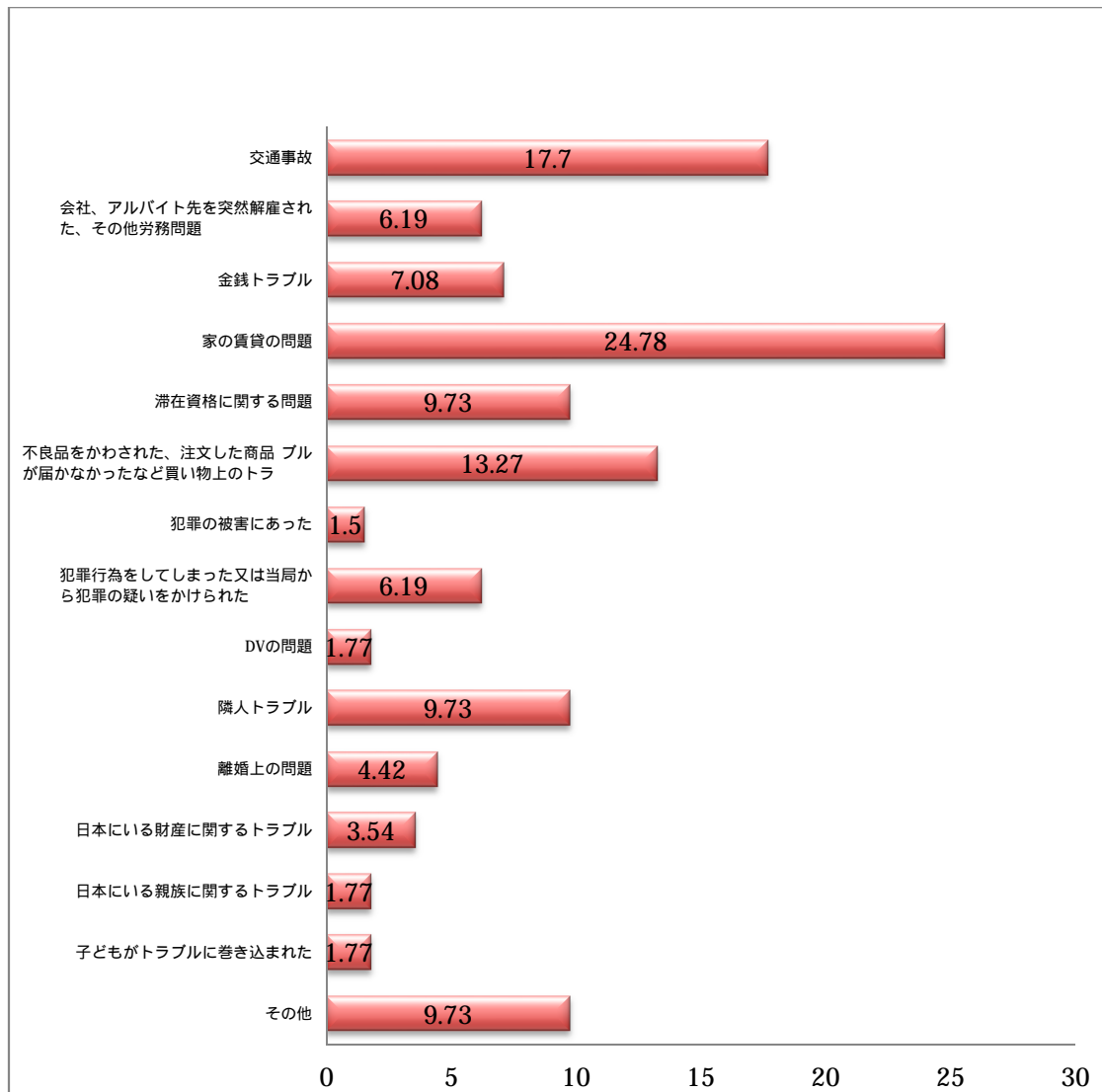
本調査においては、在留邦人を対象に、かかる点についてのアンケート調査を行った。

以下、個別の回答について検討していく。

2．邦人個人の法的支援のニーズに関するアンケート調査結果³⁴

³⁴ Q2：「巻き込まれた法律問題についての具体的個別回答」を含めた詳細な回答結果については、別紙に記載する。

Q1 . これまでに、以下のようなトラブルにご自分やご家族が巻き込まれた、または巻き込まれた人を見聞きしたことはありますか。

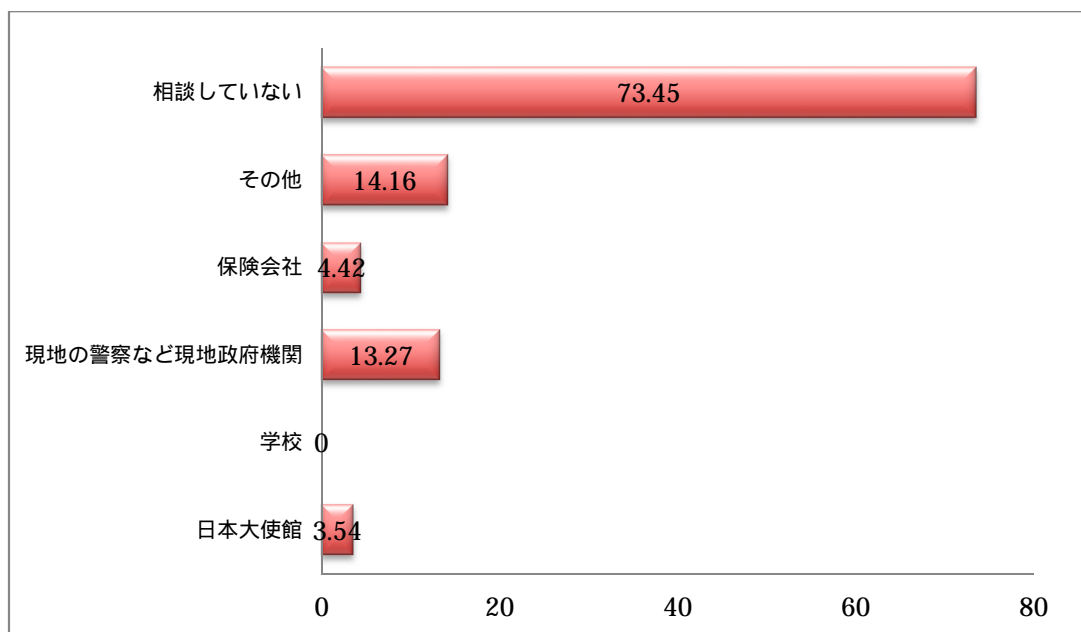


シンガポールの在留邦人の多くが巻き込まれる法律問題として、一番多かったのは、「家の賃貸の問題」(24.78%)であった。シンガポールに住む邦人の多くは、高級物件コンドミニアムを賃貸しており、かかる賃貸契約上のトラブルに巻き込まれるものが多いようである。シンガポールにおいては、オーナーの立場が非常に強く、家賃を突然値上げしたり、突然の退去を求める事が日本と比べて容易である。こういった点に困惑を感じる邦人も多い。

また次いで多かった法的な問題は、「交通事故」（17.7%）であった。シンガポールの交通ルールは日本と若干異なり、またシンガポール人の運転は日本人ほど丁寧ではない事などが原因と考えられる。

次いで「買い物上のトラブル」（13.27%）「隣人トラブル」（9.73%）「犯罪行為を行ってしまった」「離婚の問題」「犯罪の被害にあった」など様々である³⁵。

Q3. 上記 Q1 の問題について、下記のどこかに相談しましたか。



上記 Q1 で問題に巻き込まれた際に、どこに相談しているかとの質問について、圧倒的に「相談していない」（73.45%）と回答した者が多かった。この理由は以下の質問に置いて検討するが、この結果からもシンガポールで邦人が法律問題を相談できる環境が整っていない、もしくはどこに相談すべきなのかわからないと考えている邦人が多いことが考察される。

< その他の回答 >

- ・会社の人
- ・自分の勤務先
- ・日本の法律事務所。電話ではちゃんと聞いてもらえない

³⁵ Q2 の具体的な問題の詳細などについては、別紙に記載。

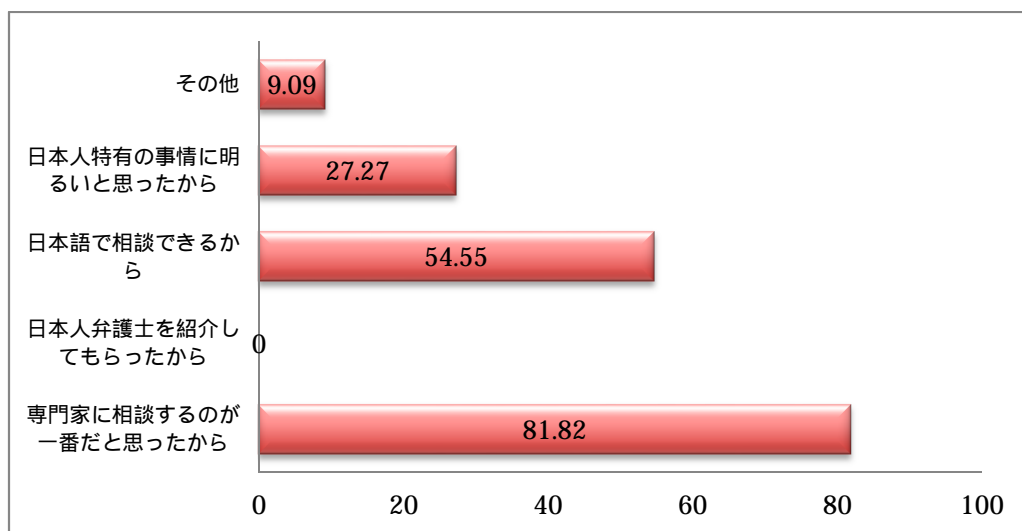
- ・勤務先会社が契約している不動産業者

統計上も明らかなおとおり、シンガポールの在留邦人の約76%を駐在員が占めているため、何らかの問題が起こった場合には、まず会社に相談する者が多いようである。

Q4 . Q1 のような問題について、日本人弁護士に相談したいと思った、もしくは実際に相談したことはありますか。

- ・ある・・・7.96%
- ・ない・・・92.04%

Q5 . Q4 で「ある」と回答された方にお聞きします。日本人弁護士に相談したいと思った、または実際に相談した理由は何ですか。



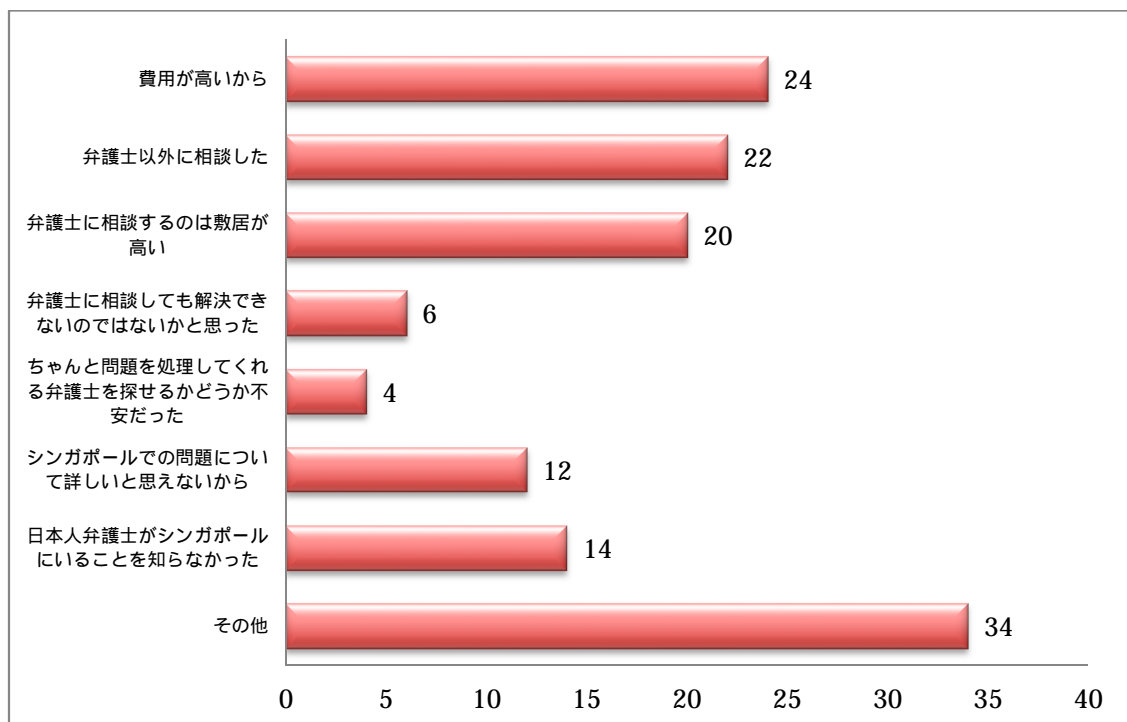
Q6 . 実際に日本人弁護士に相談された方にお聞きします。相談してみた感想はいかがでしたか。

- ・満足している・・・66.67%
- ・まあまあ満足している・・・33.33%
- ・満足していない・・・0%

Q7. 「まあまあ満足している」または「満足していない」と回答された方にお聞きします。満足できなかった理由は何ですか。

- ・費用が高かった
- ・相談できる日本人弁護士の数がすくなくすぎる

Q8. Q4 で「ない」と回答された方にお聞きします。日本人弁護士に相談しようと思わなかった理由は何ですか。



やはり、「費用が高い」（24%）点が相談を妨げる要因となっているようである。さらに、「弁護士以外に相談した」（22%）という者も相当程度いる。また、企業の回答でも多く聞かれた「敷居が高い」（20%）という理由も、弁護士に依頼するのを躊躇する一因となっているようである。

また、「日本人弁護士がシンガポールにいることを知らなかった」（14%）ものも相当程度いる。現在シンガポールに進出している日本人弁護士のほとんどは、企業法務のみを業務として行っており、個人の法的サポートは視野に入れていない。このため、日本人弁護士がシンガポールにいることを認知していない邦人個人も多いと考える。

その他、「シンガポールでの問題について詳しいと思えないから」（12%）と考える者もいる。この点について、下記のような詳細な個別回答が得られた。

「未だシンガポールにきて、数週間なので、今のところは何も悩み事はありませんが、今後何かに巻き込まれた際には日本人の弁護士の方に相談したいと思います。日本語が一番自分の気持ちや相談事を正確に伝えられる言語であるからです。ですが、一方で多少の不安もあります。それは国が違うという事です。「日本人の弁護士さんをお願いして、シンガポールの法律をちゃんと理解しているのだろうか？」等、大変失礼ではありますが、弁護士さんに相談しなくては行けないほどの事が起きてしまっている状況下では、「大丈夫なのだろうか？」とってしまうかもしれません。ですので、もしあるのであれば、日本人の弁護士の方もいて、かつ現地のシンガポール人の弁護士の方もいる場所を訪れると思います。」

かかる回答からも明らかな通り、日本語で法律問題を相談できるということは非常にありがたいと考えているが、同時にシンガポールの法律についてどの程度の知識があるのかという点に懸念がある。結果、シンガポール人弁護士、日本人弁護士双方が所属する法律事務所に相談に行くと思う、とのことである。同様の不安を抱える邦人は多いと思われる。

< その他の回答 >

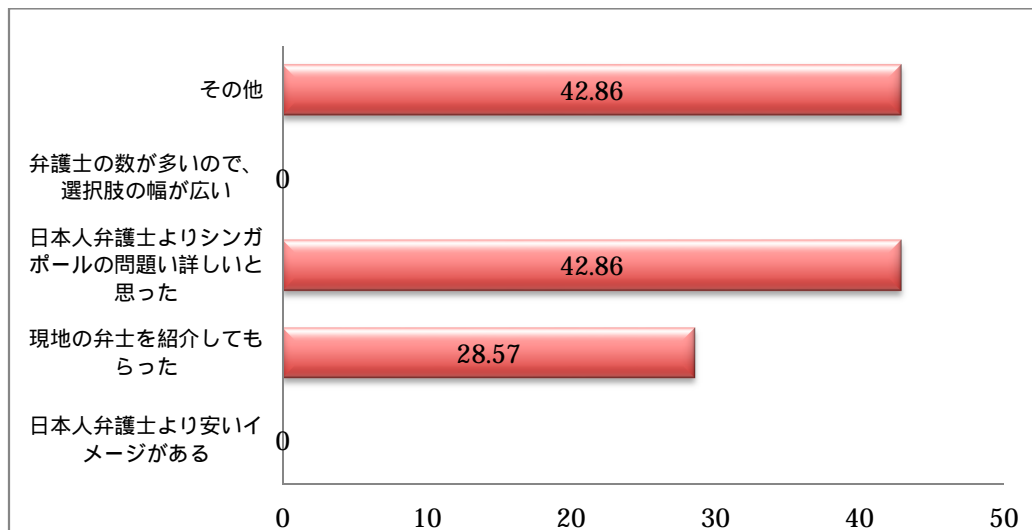
- ・警察・会社（シンガポーリアン）から、日本と違い、お金だけ抜いてあとは返ってくるという事はあり得ないと聞いて、特にもう誰に相談するという気になりませんでした。
- ・弁護士に相談するほどの大きなトラブルはない
- ・軽微な問題だったから
- ・未だシンガポールにきて、数週間なので、今のところは何も悩み事はありませんが、今後何かに巻き込まれた際には日本人の弁護士の方に相談したいと思います。日本語が一番自分の気持ちや相談事を正確に伝えられる言語であるからです。ですが、一方で多少の不安もあります。それは国が違うという事です。「日本人の弁護士さんをお願いして、シンガポールの法律をちゃんと理解しているのだろうか？」等、大変失礼ではありますが、弁護士さんに相談しなくては行けないほどの事が起きてしまっている状況下では、「大丈夫なのだろうか？」とってしまうかもしれません。ですので、もしあるのであれば、日本人の弁護士の方もいて、かつ現地のシン

ガポール人の弁護士の方もいる場所を訪れると思います。

Q9 . Q1 のような問題について、シンガポール人弁護士に相談したいと思った、または実際に相談した事がありますか。

- ・ある・・・6 . 1 9 %
- ・ない・・・9 3 . 8 1 %

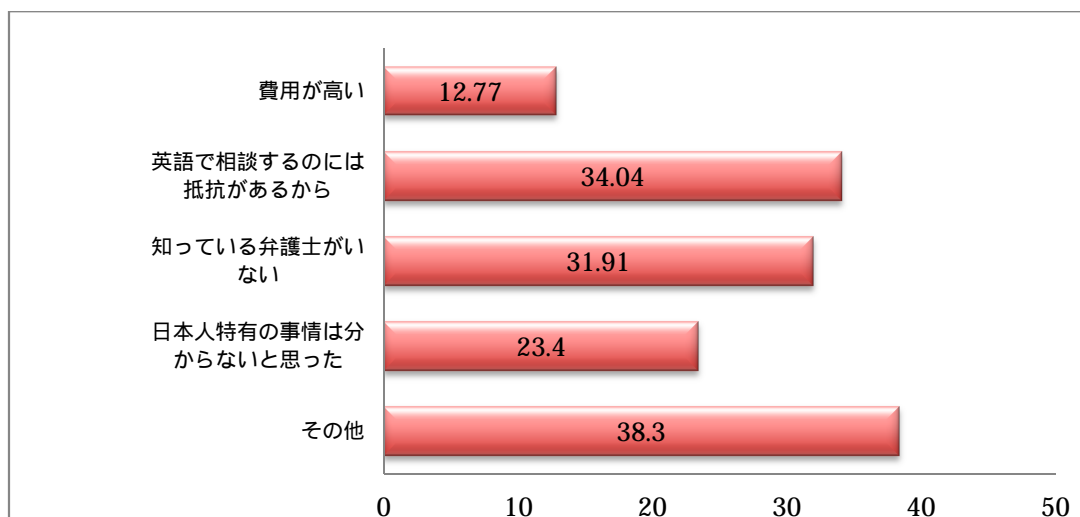
Q10 . Q9 で「ある」と回答された方にお聞きします。シンガポール人弁護士に相談したいと思った、または実際に相談した理由は何ですか。



< その他の回答 >

- ・まず日本人弁護士に相談したのち、実際の担当は民事に詳しいシンガポール弁護士となったから。
- ・現地の法律に詳しいから

Q11 . Q9 で「ない」と回答された方にお聞きします。シンガポール人弁護士に相談したいと思わなかった理由は何ですか。



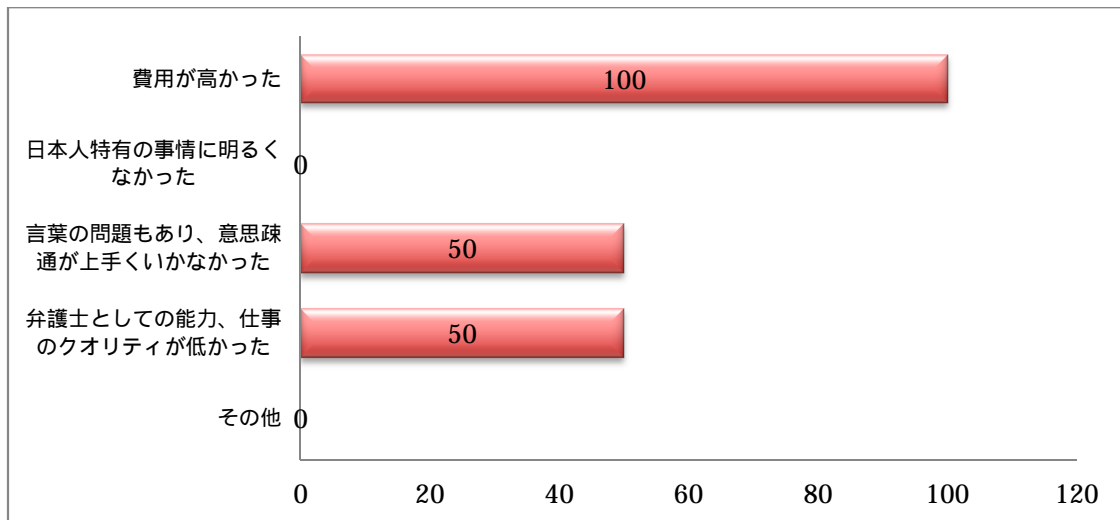
< その他の回答 >

- ・ 相談する必要がなかった
- ・ 弁護士に相談する内容だとは思わなかった
- ・ 現地の警察で解決した
- ・ 弁護士以外に相談したから
- ・ 自分や家族の事ではないので
- ・ 店舗が突然変わったり、つぶれたりするのはシンガポールでは日常だから

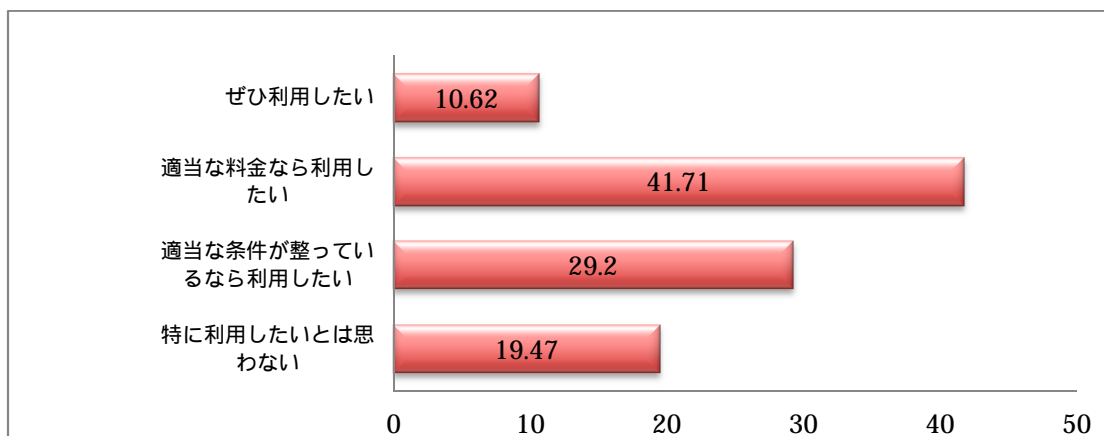
Q12 . 実際にシンガポール人弁護士に相談された方にお聞きします。実際に相談してみて、法律サービスには満足していますか。

- ・ 満足している 51.14%
- ・ まあまあ満足している 28.57%
- ・ 満足していない 14.29%

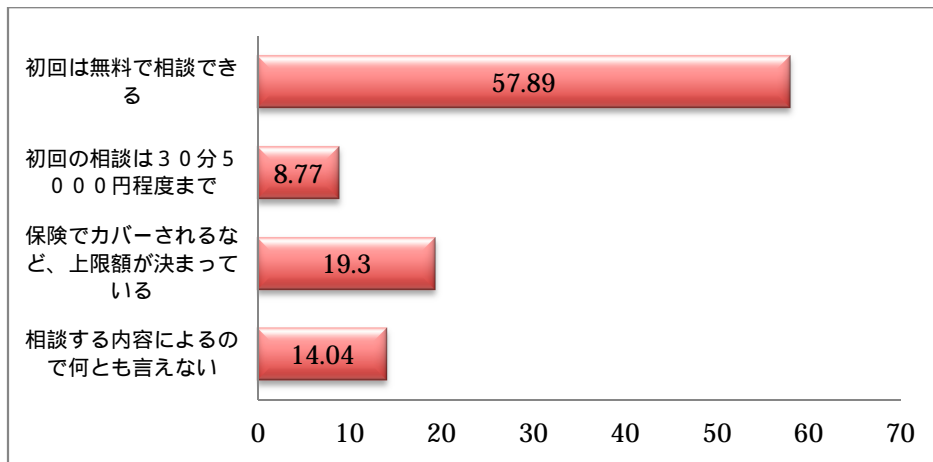
Q13 . Q12 で「まあまあ満足している」または「満足していない」と回答された方にお聞きします。満足できなかった理由は何ですか。



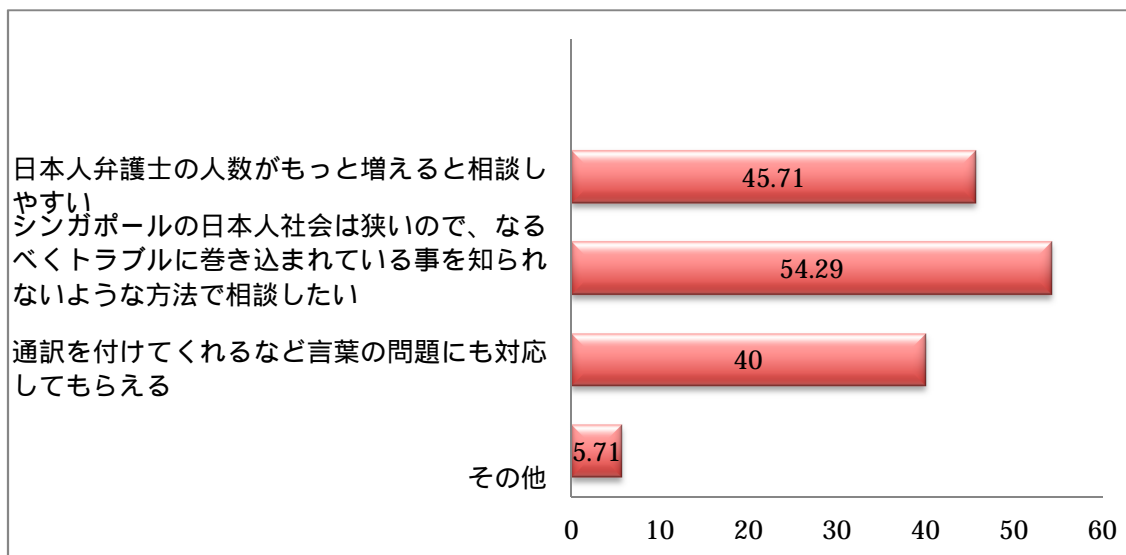
Q14 . Q1 のような問題について、気軽に法律相談できる窓口があれば、利用したいと思いますか。



Q15 . Q14 で「適当な料金なら利用したい」と回答された方にお聞きします。どういった料金体系なら利用してみたいですか。



Q16 . Q14 で「適当な条件が整っているなら利用したい」と回答された方にお聞きします。どのような条件があれば、利用してみたいですか。



< その他の回答 >

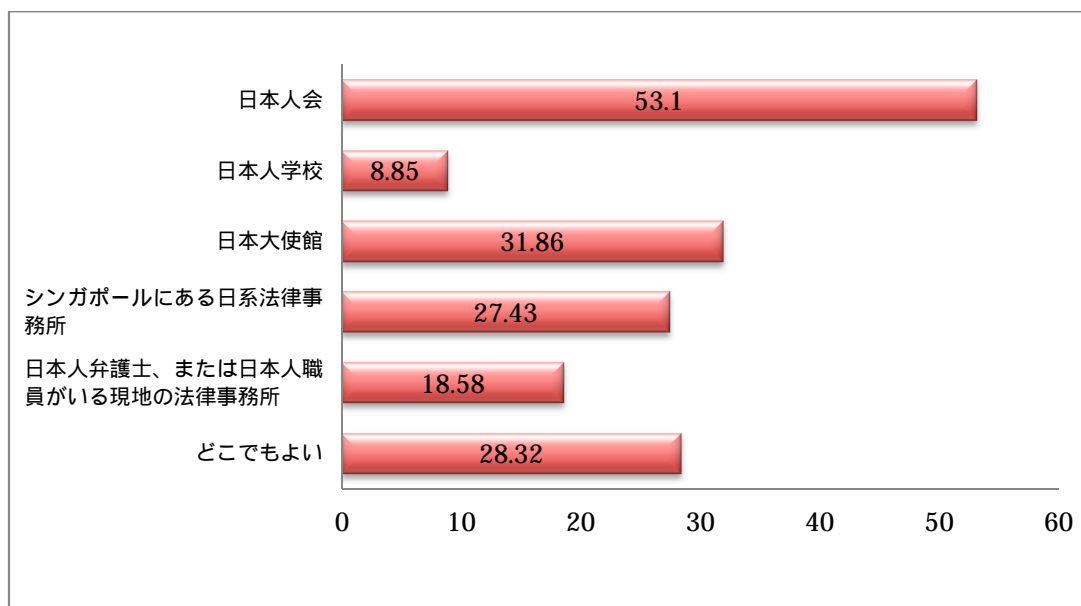
- ・シンガポールの刑法に精通していて、初回相談は無料など

法律問題に巻き込まれた場合に、相談窓口を利用したいかという問いに関しては、「ぜひ利用したい」(10.62%)「適当な料金なら利用したい」(41.71%)「適当な条件が整っているなら利用したい」(29.2%)を合わせて、実に80%以上の者が利用したいと考えているという結果であった。

料金については、「初回は無料で相談できる」ことを希望する者が、57.89%と圧倒的に多い。また、適当な条件については、「日本人弁護士の人数がもっと増えると相談しやすい」（45.71%）「シンガポールの日本人社会は狭いので、なるべくトラブルに巻き込まれていることを知られないような方法で相談したい」（54.29%）「通訳をつけてくれるなど言葉の問題にも対応してもらえる」（40%）といずれの条件も希望する者が多かった。

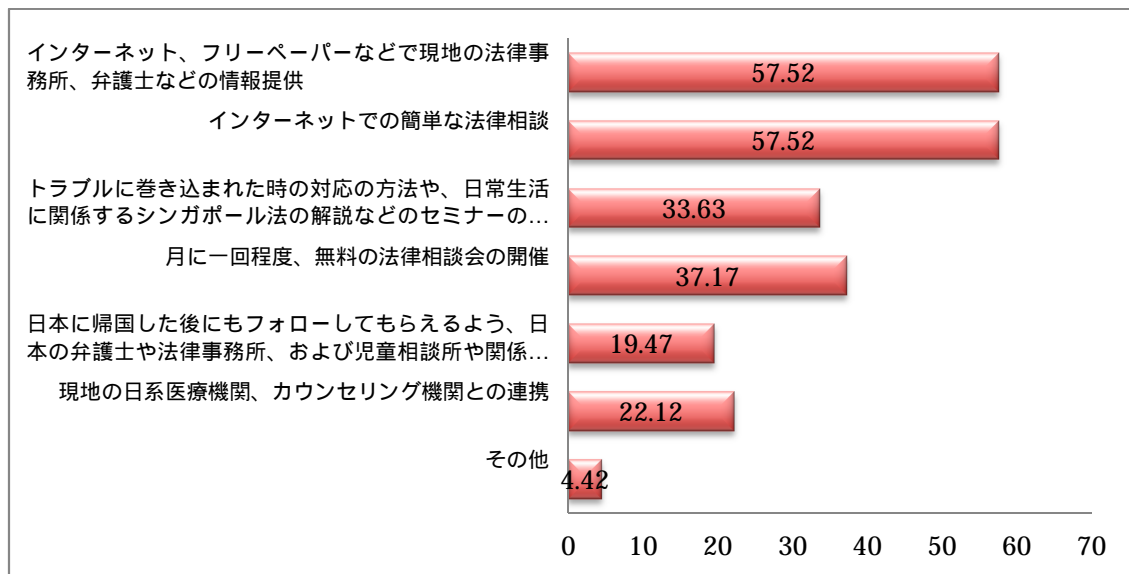
個別回答においても、「離婚に関して。公正証書、慰謝料請求の相談できる法テラスを切望します。こちらにいと日本の住民から抜けている為一時帰国で役所に行ったところで相談できない。」とあるように、シンガポールにおいても日本においても気軽に相談できる窓口がなく、困っている邦人個人も多いと思われる。

Q17. 上のような相談窓口がどこにあると利用しやすいですか。



相談窓口の設置場所に関しては、「日本人会」（53.1%）が圧倒的に多く、次いで、「日本大使館」（31.86%）「シンガポールにある日系法律事務所」（27.43%）「日本人弁護士、または日本人職員がいる現地の法律事務所」（18.58%）との回答であった。繰り返しになるが、シンガポール在留邦人の多く駐在員であり、この駐在員のほとんどは日本人会の会員となっているため、このような回答結果となったと推察される。

Q18. 上のような個別の相談窓口以外にシンガポール国内でこういった法的支援サービスの提供があると良いと思いますか。



< その他の回答 >

- ・有償の顧問弁護士サービスなど。シンガポールに多くいる駐在員は、金銭的な余裕があり、かつ会社からのサポートも得られやすい。しかし、個人的なトラブル解決のために、顧問弁護士サービスがあれば利用する人が多いと思っています。

3. 小活

本アンケートで明らかとなった通り、シンガポールの在留邦人も、日常的に法律問題に巻き込まれている。こうした場合においても、邦人個人を対象とした法律サービスを提供している日本人弁護士の数が少ない事、気軽に法律相談できる窓口が存在しない事、言葉や文化の相違などから現地の警察などへ相談しても終局的な解決ができない場合が多い事など種々の問題が存在する。

邦人個人の法的支援を充実させるためには、今後これらの課題を克服することが必要である。かかる点については、次章で詳しく検討・考察していく。

第五．法的支援ニーズの拡大、及び法的支援充実に向けた考察

1．日系企業に対する法的支援の課題

(1) 現在の法的支援のニーズに対する考察

大企業

(a) 社内法務部の存在

上記ヒアリング調査でも明らかとなった通り、いわゆる大企業といわれる日系企業の多くは、シンガポールオフィス内に、法務部を設けている。日本から派遣された社員、その他現地で採用したシンガポール法弁護士、スタッフなどがこの法務部を担当している。法務部の人数は企業によって異なるが、平均2～3名、多いところでは10名以上の法務部員を有する企業もある。

こうした、社内法務部が存在する企業においては、日系法律事務所が現在中心に行っている業務、すなわち「現地法曹とのコーディネイト役」をこの法務担当者が行うことになり、日本法弁護士に依頼する場面は必然的に少なくなる。社内法務部で処理できる部分は自分たちで行い、日本法弁護士を介する事なく、現地シンガポールの法律事務所や、大手の欧米系法律事務所へ直接依頼するのである。社内法務部の存在意義はその点にあるのであるから、こうした流れになるのは当然の結果であろう。

日本法弁護士を介する事のメリット、すなわち、クライアントが直接現地の法律事務所に依頼する際に問題となる、「日本的なビジネス感覚を理解してもらえない」、また「言葉の壁によって意思疎通が上手くいかず、意図が正確に伝わらない」について具体的に検討すれば、の「日本的なビジネス感覚を理解してもらえない」という点に関しては、いまだシンガポール法弁護士との間で、「あ・うんの呼吸」というレベルには行かないであろうが、先述のとおり、シンガポール法弁護士の能力は相当程度高い事を鑑みれば、ここに日本法弁護士を介するコストと時間をかける意義があるのかについては、現段階においては、日系企業側から見ると否定的に働いている。

また、の「言葉の壁によって意思疎通が上手くいかず、意図が正確に伝わらない」という問題点も、法務部内に現地シンガポール人社員がいれば一気に解消される問題である。

さらに、こうした大企業の社員の教育的素養が高い事は当然の前提としてあり、またシンガポール以外にも海外駐在・留学経験なども豊富な者が

多い。すなわち、英語でのコミュニケーションで大きな問題があるということも少ない。この点においても、日本法弁護士を介する意義について、社内法務部を有する企業側の多くは否定的な見解を有しているのである。

一方で、ほぼ全ての法律問題を日系法律事務所へ依頼しているという企業もあった。これらの企業に共通する特徴としては、未だシンガポールオフィス内には法務部を有しておらず、かつ弁護士費用をかけるコストの余裕があるという点である。

日本にある本社も含めて英語でのやりとりに慣れておらず、また現地の法律などの知識もないため、日本法弁護士へ依頼する必要性、メリットを非常に強く感じており、そこにかかる資力も十分にあるため、こうした企業においては日系法律事務所への依頼が多いという結果につながっている。

また、他に日系法律事務所へ依頼する理由としては、日本の本社との付き合いもあり、日系法律事務所に依頼すると本社の通りが良い、という「日本の大手法律事務所の仕事のクオリティに対する信頼感」も日系法律事務所に対するニーズにつながっている。

(b) 案件内容の別

上記のとおり、社内法務部を有している企業では、原則的には日本法弁護士をローカル法律事務所との間に介在させることに消極的である。しかし、案件によっては日本法弁護士を介する事が非常に有効な場合もあり、この点、企業側も案件に応じて、現地法律事務所に依頼するのか、日系法律事務所に依頼するのかを上手く使い分けている。

例えば、法務部員の人数に対して処理する案件が非常に大きな場合などがその一例である。日本法弁護士をコーディネーター役として介在させる事で、シンガポールのみならず周辺国も含めた、現地法律事務所の選定、案件処理に関する具体的な指示、回答の正確性のチェックなどを含めたコントロールタワーとしての役割を担ってもらうのである。こういった案件の場合に、日本法弁護士を利用するのは非常に有効であると考えられる。

また、横断的な調査を依頼したい場合や、日本法に関連しかつ現地での問題が絡んでくるような場合など、特殊な場面には、シンガポール現地の法律事務所に依頼する日系法律事務所に依頼することに意味がある。

中小・ベンチャー企業

中小企業のヒアリングにおいては、日本法弁護士がシンガポール法を扱えないということは、多くの企業は問題視しておらず、とにかく日本語で

法律問題を相談したいという回答が多かった。また、中小企業の有する他の特殊性として、大企業と比較して人員が少ないという特徴から、包括的かつきめ細やかなサービスを求めているところが多いという点がある。すなわち、大企業のように分野ごとに専門スタッフを配置するということがないため、求める各種サービスもそれに応じたものとなる。

また、現地の法律事務所、シンガポール法弁護士と英語で法律の専門用語を駆使してやり取りするということに慣れていない者も多く、こうした中小企業では、日本法弁護士にとりあえず日本語で相談したいという需要が非常に高い。また 依頼したい案件も、大企業ほど大きいものではないため、日々の細かい法律の疑問点や、手続き上の問題、契約書のチェックといったものが多い。

このように、中小企業では大企業とは異なる法的支援ニーズの性質を有している。シンガポールに2000社近くもあると言われている中小企業のこれらの「潜在的ニーズ」を掘り起こすことができれば、全体としては大きなニーズになることは間違いない。

また、他方で、シンガポール現地でベンチャー企業を自ら立ち上げたものの中には、海外への長期留学経験を有する者、シンガポールで育った者、など語学力がネイティブレベルに堪能なものも相当程度いる。これらの者は、もともと日本的なビジネス感覚という点をあまり重視してはならず、また言葉の壁に関しても全く問題はないため、日本法弁護士に対する法的支援のニーズは、現在のところほとんどない。

小活

現在存在している日本法弁護士に対する法的支援のニーズをまとめると以下の通りとなる。

まず、シンガポールオフィス内に社内法務部が存在せず、かつ日系法律事務所をコーディネイト役として介在させるだけの資力もある企業においては、ほぼ全ての案件を日系法律事務所、日本法弁護士に依頼している。また、法務部員の人数と比較して案件の規模が非常に大きい場合にも、日本法弁護士にコントロールタワーとして一括依頼するという方法も有効である。また、中小企業においては、シンガポール法を扱えるかどうかという以前にとにかく日本語で法律問題を相談したいというニーズは非常に高い。

上記、のタイプの法的支援のニーズを有する日系企業からは、今後も継続して日系法律事務所を利用したい、という回答は得られた。しかし、今後これらの企業内でコストの削減を検討するような事態になったり、またこれらの企業が現地法律事務所との直接的な連携体制を構築するように

なれば、日系法律事務所を介在させることに否定的となる動きが出てくる可能性も十分にある。現在あるニーズがこのまま継続するであろうと楽観視できないのではないかと思量する。

また、上記とおり、中小企業においては、潜在的な法的支援のニーズは非常に高い。しかし、現在のところ、費用の問題などから、日系法律事務所への依頼はほとんどなく、自分たちで処理するか、コンサルティング会社や会計事務所などに依頼することで、解決している企業がほとんどである。

大企業、中小及びベンチャー企業も含めて、現在あるニーズを維持し、かつ今後のニーズを拡大していくには、日系法律事務所及び日本法弁護士はどのような課題をクリアしていくべきなのであるだろうか。

以下で考察する。

(2) 今後の課題

外弁規制のもと、日本法のみを取り扱うという前提

先述のとおり、日本法弁護士が原資格法である日本法のみを取り扱うという前提であれば、日本法弁護士がメインで行う「現地法律事務所及び現地シンガポール法弁護士との間のコーディネート役」というのは、企業の社内法務部の役割と競合し、この結果、コスト削減のため日本法弁護士への依頼が総じて低くなっていく。

さらに、繰り返しになるが、今後も普遍的に現在あるこのニーズが継続すると安易に考える事はできない。

弁護士個人も、クライアントの要求する弁護士像をめざし、以下のような能力の向上などの努力を行う必要がある。

(a) 語学力

日系法律事務所及び日本法弁護士に依頼をあまり行っていない理由として、現地法を扱えないという根本的な点以外に、多くの企業が「語学力」の問題をあげた。もちろん、日系法律事務所の日本法弁護士も業務に支障のない程度の語学力は有している。しかし、日系企業法務担当者の海外勤務経験など積み、相当の語学力を有している者も多い。必然的に、要求する英語力も高くなる。多くの企業が、「現地法曹と互角に交渉が行えるくらいの語学力」を期待しているのである。現地において、優秀な現地シンガポール法弁護士、及びインターナショナルロイヤーと競争し、その中で

存在感を示すためには、ネイティブレベル、もしくはそれに近いレベルの英語力を身につけることが、今後の需要拡大における重要な点となるのではないかと思量する。

また、シンガポールにおいては、周辺国の案件を取り扱う事も多いため、英語以外のタイ語やインドネシア語など周辺国の言語が分かるという付加価値があれば、依頼につながるという意見もあった。

かように、現在ではローカルのシンガポール法弁護士、インターナショナルロイヤーに依頼されている業務を日本法弁護士へのニーズへと変えていくには、上記のシンガポール法を扱える資格とともに、この語学力も共に磨く事が重要な鍵となってくるであろう。

(b)「敷居が高い」との評価

これは、聞き取り調査を行うまで、全く想定はしていなかった回答であったが、「日系法律事務所に依頼しない理由としてどういった点があげられるか。」との質問に対し、規模の大小を問わず多くの日系企業から、日系法律事務所及び日本法弁護士は「敷居が高い」という回答を得た。

具体的には、「英米系の法律事務所はコストの上限を決めてその範囲内で処理してもらうという交渉が可能であるが日系法律事務所では交渉の余地すらない。」「ローカル弁護士はフランクに話せるが、日本法弁護士とはあまりフランクに話が出来ない。」「中小企業には営業にすら来てくれない。」などの点が指摘された。

依頼しない理由の上位にあがってきているこの「敷居が高い」という点は、日系法律事務所及び日本法弁護士に依頼するか否かに多少の、あるいはかなりの影響を与えていることは間違いない。

予算の交渉の余地なども含めて、クライアントの目線に立った会話に気をつけるなど、日本で業務を行う場合とは異なる配慮も必要かと考察する。

(c)交渉力、コミュニケーション能力、人間力

多くの日系企業が、弁護士に求める素養の一つに、交渉力、コミュニケーション能力、営業力など、弁護士個人の人的な魅力や、対人能力を重視しているということは、非常に興味深い点である。上の日本法弁護士に対する「敷居が高い」という印象の裏返しとも言えるが、弁護士の能力はもとより、個人の人的な魅力というものを重視しているという回答は、企業の規模を問わずインタビューしたほとんどの企業が、依頼をしたい弁護士の能力、素養としてあげている点であった。

また、シンガポールにおいては、日系大手法律事務所という後ろ盾がある場合はまだしも、日本法弁護士という肩書きを持っているだけで仕事がくるような世界ではない。自らが企業と積極的にコミュニケーションをとり、企業側に「この人にならお願いしてもよい」という印象を強く持ってもらうことが重要となってくる。こういった視点をすでに持った上で、積極的に営業活動を行っている弁護士もあり、これらの弁護士は総じてクライアントからの評判も良い。

これからは、弁護士業も「サービス業」の一つと考えるくらいの、営業努力を行えることが、クライアント獲得への近道、ニーズ拡大の方法の一つとなるのではないかと思料する。

また、交渉力とは、単に英語が出来るという事ではなく、リーガルリスクを考慮した取捨選択能力を含めた能力が求められており、こうした交渉のテクニク面を磨く事も必要といえる。

さらに、シンガポールの国が小さいという特徴から、現地ローカル法律事務所のパートナー弁護士ともなれば、政府の重鎮とのコネクションも有しており、この点企業側も依頼の際に重視する点の一つとしている。今後、こうした現地政府機関関係者とのコネクションを構築していくことも、ニーズ拡大の重要な要素となると推察する。

< 中小企業を対象としたニーズの拡大の詳細な検討 >

(a) 費用の問題

上記のとおり、シンガポールに進出した中小企業の、日本法弁護士に対する法的支援のニーズは非常に高い。

各業種における法律や制度、規制などについての情報が欲しいという点はもちろんのこと、シンガポール現地の商習慣、慣例などに大きな戸惑いを感じている企業が多い。問題が起こった場合に、そもそもそういった問題が起こる事が普通なのか、弁護士に相談すべき事案なのかなど、日本にある本社も含めて判断できないというのが実情である。そういった、現地特有の問題につき、専門家である弁護士の意見が聞きたいという中小企業は非常に多い。

ただし、高い弁護士費用の問題は、一様に中小企業を悩ませる問題となっているのも現実である。各中小企業とも、コンサルティング会社や会計事務所などに契約書のチェックなどを依頼することで費用を押さえてはいる。しかし、内容の正確性の担保や法的な責任を問えるかという点と、その費用をどこまでかけるかという両問題の落としどころをどうとるのが、各中小企業とも頭を抱えている問題となっている。

大企業が扱うような大きな案件を抱えているというよりは、上記のような日々生じる細かい疑問点などについて確認したいという企業が多い。そのため、都度、弁護士費用を支払うよりは、月額定額（希望平均額は月額300～500ドル）という形で顧問契約を結び、その中で小さな事案は処理できるという方法で相談できるようになれば、頼みたいという中小企業は非常に多い。

また、現地の制度や法律、法改正について知りたいという企業も多く、現在でも弁護士事務所が発行しているマンスリーレポートなどを顧問料の対価として発行してもらいたいという企業の需要も高い。

(b) きめ細やかなサービス

中小企業は、包括的なサービスを望んでいる事、クライアントの意思を尊重してほしいこと、業務が細分化された大手の事務所とは相性が悪い事、また言葉の問題や法的知識が乏しいことなど、数々の大企業とは異なった特殊性を有することが中小企業を対象としたコンサルティング会社のヒアリングから明らかとなった。こうしたニーズに対応出来る日系法律事務所が現在存在しないことから、中小企業をメインに法律サービスを行える日系法律事務所、日本法弁護士が増えれば、かかる需要に対応でき、また弁護士業としてもシンガポールで活躍できるマーケットなのではないかと考える。

(c) コンサルティング会社などとの連携

補足として、中小企業がこういったニーズを抱えていることを数人の弁護士（大手事務所）にフィードバックしてみたところ、「フィーは払ってもらえるならば」という回答が多く、こういったところにやはり、中小企業側と大手日系事務所の溝というのを感じた。

しかし、中には既に中小企業をクライアントとしている日系法律事務所も存在する。当該事務所は、中小企業への費用負担を少なくするため、コンサルティング会社と連携して仕事を行っているという。すなわち、コンサルティング会社が行える業務と法律事務所が行う業務を分担する事で、全体としてのコストを下げているのである。こうした連携業務を始め、コストを下げる方策を講じる日系法律事務所が増えることも、中小企業への法的支援充実につながると思量する。

シンガポール法を取り扱える資格を取得する方法

日系企業のヒアリング調査でも、ほとんどの企業が日系法律事務所、日本法弁護士がシンガポール法を扱えない事が、依頼を妨げる要因となっている、と回答した。換言すれば、シンガポール法を扱えるようになれば、日本法弁護士の活動領域は広がるものと考察する。

現地で FPE 試験に合格した日本人弁護士へのインタビューにおいて、シンガポール法が扱えることによる数々の利点が明らかとなった。

まず、シンガポール法を使ってアドバイスを行えるという点が、大きな付加価値となっており、「シンガポール法が扱え、かつ日本語で対応してもらえる」ということが、クライアントからのニーズを高めている。

シンガポール人ローカルの弁護士と比較すれば、もちろん英語力は劣るが、代わりにローカルの弁護士ができない日本語で相談ができるという点が、日系企業のクライアントにとって、大きな魅力となっているのである。

また、シンガポール法弁護士に聞かずに、自分でレスポンスできる依頼ももちろんある。その分クライアントに迅速に対応でき、コスト削減にもつながっている。

さらに、シンガポールにおいては、企業法務を行っている弁護士は多いため、何か自分の専門となる他の分野を見つけることも必要と考えるなど、自己の弁護士としての活動領域を拡大する上での、新しくかつ明確な視点が持てることは間違いないと考える。

(a)シンガポール司法試験

シンガポール司法試験の受験資格要件は大変に厳しく、例えばアメリカのニューヨーク州試験のように、アメリカのロースクールを卒業すれば受験資格が与えられるようなものではない。ただし、シンガポール国内の大学、NUS や SMU において、現地の学生と共に籍を置いて学び、法学部の学位を取得すれば、即時に受験資格を取得できる。この場合、取り扱い業務内容が、下記 FPC 資格のように商法に限定されることなく、現地弁護士と全く同じ取り扱いとなるため、業務の幅も広がる事は間違いない。

シンガポール法を全範囲にわたって扱えるこの資格を取得すれば、以下で検討するシンガポールでの邦人個人からの法律相談に答えることも可能となる。シンガポールに拠点を置き、企業法務ではないフィールドにニーズを開拓して、弁護士として活動したいという気概があるのであれば、この方法によってシンガポール法の資格を取得することを検討するのも決して悪い方法ではない。

(b)FPE 試験による FPC 取得

日本法弁護士がシンガポールにおいて、現地法を扱える資格を取得する最も簡易かつ最短の方法は、この FPE を受験し合格する方法である。

同試験の問題点は、上に述べた通り、まだまだ受験者数が少なく、毎年開催されるかどうかもわからないような状況であること、及び受験料も約 8000 シンガポールドル（日本円にして 70 万円程度）と気軽に受験できるものではないことがあげられる³⁶。

しかし、当該資格を取得すれば、現在の外弁規制上の一番のネックである「シンガポール法が扱えない」という点が一気に解消され、業務の幅が広がることは間違いない。当該資格を保有している弁護士のインタビューにおいて明らかとなったのは、シンガポール法弁護士と同じ土俵に立ったことによって、日本語で相談できることがかなりの利点となり、英語が話せないというデメリットがあまり問題視されなくなるということである。

また、現地で活動する日本法弁護士は、日系法律事務所で業務を行う日本法弁護士も含めて、みな相当なシンガポール法の知識を身につけている。しかし、当該資格を有していなければ、シンガポール法に関してのアドバイスを行うことは許されず、いわゆる「宝の持ち腐れ」という、非常にもったいない状況になっている。

事務所自体にシンガポール法を扱える資格がない限りは、当該資格を使ってクライアントにアドバイスを行うチャンスはない。しかし、現在既にシンガポールで業務を行っている日本法弁護士や、今後シンガポールへの進出を検討する日本法弁護士が、業務を行うフィールドを日系の法律事務所限定する必要は全くなく、現地法律事務所や、JLV、QFLP などのシンガポール法を扱えるライセンスを持つ欧米系の法律事務所を選択肢として視野に入れることは不可欠といえよう。

また、日系法律事務所の弁護士も、今後、シンガポール法を扱えるライセンスを事務所が取得できる可能性もゼロではない点、また弁護士個人のキャリアアップとしても十分に意味がある点などを考慮しても、現地法を扱える当該 FPE を受験することは十分検討に値すると思量する。

³⁶ 当該費用に関しては、今後、増額の可能性はあっても減額の可能性は期待できない。
(SILE 回答より)

Ans: There is a non-refundable application fee of S\$321 and a non-refundable examination fee of S\$7,704. Both fees quoted are inclusive of the prevailing Singapore goods and services tax, and subject to change. We do not expect there to be a reduction of the fees.

2. 邦人個人に対する法的支援の課題

(1) 在留邦人が抱えている法律問題

シンガポールの在留邦人の多くが巻き込まれる法律問題として、一番多かったのは、「家の賃貸の問題」(24.78%)であった。シンガポールに住む邦人の多くは、高級物件コンドミニウムを賃貸しており、かかる賃貸契約上のトラブルに巻き込まれるものが多いようである。シンガポールにおいては、賃借人であるオーナーの立場が非常に強く、家賃を突然あげたり、退去を賃借人に求める事が日本と比べて容易である。そのため、こういった点で困惑を覚える邦人も多い。

アンケートの個別回答においても、「家を借りてまだ1ヶ月だったのに、家を取り壊すといっただされた。(契約するときには知っていたら借りなかった)契約には1ヶ月noticeと書いてあったから文句を言ったが、ぜんぜんとりあってもらえなかった。次の契約を(家)する手続きになっていたのに、5日以内で出るように言われた。事情も理解できたが急すぎた。」や「家賃交渉成立し、引越しをして直ぐに家賃値上げを言われ、値上げ金で生活中。」といったトラブルに巻き込まれた邦人もおり、このような場合に法的にアドバイスなどを必要と感じる邦人も多いと考察する。

また次いで多かった法的な問題は、「交通事故」(17.7%)である。シンガポールの交通ルールは日本と若干異なり、シンガポール人の運転は日本人ほど丁寧ではない事などが原因と思われる。

次いで「買い物上のトラブル」「隣人トラブル」「犯罪行為を行ってしまった」「離婚の問題」「犯罪の被害にあった」など様々である³⁷。

また、非常に驚いたのは、日本人による性犯罪にあったという事例であり、回答の内容から明らかな通り、既遂となった1件のみではなく、未遂も含めると複数回、性犯罪の被害にあったということである。また、刑事事件の被疑者となる場合も、わいせつ系の犯罪で捕まる邦人が多いときく。

これら犯罪の被害にあった場合、現地の警察の協力を得るのも簡単には行かない。また女性の性犯罪被害は、プライバシーの問題もあり、日本であっても被害を届け出るかを躊躇する問題である。こうした問題を話せる弁護士(こうした問題の場合は女性弁護士が好ましいであろう)の数が増えるだけでも邦人個人の支援につながると考える。

(2) 在留邦人に対する法的支援の現状

³⁷ 詳細については、別紙参照

邦人個人の法的支援を行う日本人弁護士の数

(a)シンガポール法資格を取得した弁護士

現在、シンガポールに進出している日本法弁護士は、企業法務を行う事を目的としており、邦人個人を法的に支援する目的で進出している弁護士はいない。

ただし、邦人個人の法的支援を行う日本人弁護士は皆無という訳ではなく、10年以上前に現地シンガポール法の資格を取得した日本人弁護士が現在法律問題に巻き込まれた場合の邦人個人の支援を一手に引き受けている。

この弁護士は、先述の FPE 試験ではなく、現地の司法試験にあたる試験に合格した上でシンガポール法の資格を取得している。そのため、扱える範囲が、商法、会社法といった FPC 資格の範囲内に限定されることなく、刑事事件、家事事件などを含めたシンガポール法を全範囲にわたって扱える。そのため、企業法務から個人の法的支援まで幅広い業務を行っている。

あまりお金にならない案件でも積極的に引き受けるという、シンガポールの日本人にとっては、大変ありがたい存在の弁護士である。

実際の案件の処理は、シンガポール人弁護士が行っており、当該弁護士はクライアントとシンガポール法弁護士をつなぐ窓口としての役割のみ行っているが、日本語で手続きの流れやシンガポールの法律についてアドバイスをもらえるということのみでも、在留邦人にとっては十分心強い存在といえる。

(b)ジャパンデスクがある現地法律事務所

その他の現地法律事務所でジャパンデスクがある事務所においても、邦人個人からの相談を受けている。離婚の相談や家の賃貸の問題の相談などが持ちかけられるが、訴額に比べて弁護士費用の方が高額になる場合も多いため、エージェントを使って解決した方がいいだろうとアドバイスする事が多い。

(c)小活

現在のところ、上記のようなシンガポール法をフルレンジで扱える日本人弁護士はほとんどいない。本資格を取得するためには、現地の大学で法学部の学位を取得する必要があり、かなりの時間と費用を要する。決して

容易に取得できるものではない。しかし、本資格を取得している日本人弁護士の存在は、シンガポールにおける邦人個人にとって心強いものとなることは間違いない。当該資格を有する日本人弁護士の数が今後増える事が、邦人個人の法的支援に直結するのではないかと考える。

アンケートの個別回答においても、「日本人の弁護士さんをお願いして、シンガポールの法律をちゃんと理解しているのだろうか？等、大変失礼ではありますが、弁護士さんに相談しなくては行けないほどの事が起きてしまっている状況下では、大丈夫なのだろうか？とってしまうかもしれません。ですので、もしあるのであれば、日本人の弁護士の方もいて、かつ現地のシンガポール人の弁護士の方もいる場所を訪れると思います。」との回答があったように、邦人個人も日本人弁護士がシンガポール法の知識を有しているのかどうかという点に一定の不安を抱えている事が伺える。邦人個人からも、シンガポール法の資格を取得している日本人弁護士の一定の需要があることが伺える。

もっとも、駐在員の家族として現地に来ているものは、ビジネスで日常的に英語を使っている駐在員本人に比べて英語力に自信がない者が多い。こうした邦人個人に対しては、たとえシンガポール法を扱えないとしても、日系法律事務所が企業法務で行っているような現地法律事務所及びシンガポール法弁護士とのコーディネイト役を担う日本人弁護士が増えることのみでも、邦人個人の法的支援に十分つながるであろう。

したがって、まずは、邦人個人の法的支援を行う日本人弁護士の数を増やす事が、邦人個人の法的支援を充実させるためにクリアすべき第一の課題となると思量する。

具体的依頼内容

上記、シンガポール法資格を有する日本人弁護士が受ける依頼には、以下のような事例がある。

・ 刑事事件の被告人となるケース

駐在員や旅行中の日本人が対象となる。頻度としては、月に1度くらいあり、刑事事件となるのは、飲酒によって酔っぱらってはめを外してしまったというようなケースが多い。

(お酒で分けがわからなくなり、女性を触ってしまった、暴行、傷害など)

ローカルの弁護士は、あまり制度などについて説明しないため、刑事事件の被疑者となった邦人にとっては、今後の刑事手続きがどうなるのかを説明するだけでもかなり心強いものとなるようである。刑事事件では、

現行犯逮捕が多い。書面での活動がメインで、起訴前に終われるよう処理を行っている。

また、費用の交渉も行っている。内容にもよるため、金額の幅は広いが、起訴された場合、だいたい5000ドル～20000ドルほどかかる。

・ 金銭トラブル、解雇問題

個人間の金銭トラブルや、会社を突然解雇されるなどのトラブルもある。シンガポールは比較的簡単に解雇が出来るため、違和感を覚える邦人が多いようである。

・ 離婚など家事事件

シンガポールには協議離婚がない。

日本人同士の離婚の相談も、国際結婚の離婚の相談も両方ある。またDVの相談などもあり、できる手続きなどを教えている。離婚の際の財産分与や慰謝料といった制度も日本とは異なる。例えば、慰謝料などの金銭が支払われない場合、経済クリミナルといって刑事事件と同様の扱いが出来る場合もあり、その際に弁護士を立てて相手をこらしめたいという人もいるとのことである。

(3) 法律相談窓口の設置

現時点における法律相談場所の有無

現時点においては、シンガポール商工会議所、ジェットロ、日本人会などいずれの施設においても日系企業や在留邦人を対象とした法律相談などは行われていない。ジェットロ、商工会議所には、日系企業から法律問題をどのように解決したらいいのかという問い合わせや相談はある。かかる場合には、両機関共、現地法律事務所、日系法律事務所問わず、法律事務所を紹介するという窓口としての役割のみ行っている。

また、在シンガポール日本大使館には、在留邦人が刑事事件の被疑者として逮捕されたような場合の一時的な相談が来るが、上記とおり、案件の処理を行える日本人弁護士を紹介するという形で対応している。

相談窓口設置の需要

アンケートの結果によれば、こうした法律問題に巻き込まれた際に、ぜひ利用したい、 適当な料金なら利用したい、 適当な条件が整っているなら利用したい、との回答を合わせて約80%もの人が相談窓口の設置を希望していた。

さらに、個別回答において、「離婚に関して。公正証書、慰謝料請求の相談できる法テラスを切望します。こちらにいと日本の住民から抜けている為一時帰国で役所に行ったところで相談できない。」との意見があったように、日本の住民票から抜けている邦人は、日本の法テラスでも相談できない。

また、以前にシンガポールにある日系医療機関のインタビューにおいて、日系医療機関の心療内科には、病気の相談とはいえない、DVの相談や離婚の相談などが非常に多く持ちかけられるという。法律問題を相談できる窓口がなく行き場のない邦人も多く、シンガポールに法テラスのような法律相談窓口の設置を切望している邦人は相当数いるのではないかと推察する。

設置場所

アンケート結果によると、上記のような相談窓口を設置して欲しい場所は、「日本人会」「日本大使館」「シンガポールにある日系法律事務所」と日本人会と回答した者が一番多かった。在留邦人の76%は駐在員であり、この駐在員のほとんどは日本人会の会員となっている事を鑑みると、日本人会に設置するのも良い方策かもしれない。

また、日本人会内部にある日本人会クリニックは、日本人会の会員でなくても受診可能であることから、当該相談窓口を同会内に設置したからといって、会員のみが相談できると限定する必要もない。

しかし、「シンガポールの日本人社会は狭いので、なるべくトラブルに巻き込まれている事を知られないような方法で相談したい。」との意見も相当数あるため、同会に設置すると他の日本人に法律トラブルに巻き込まれたことを知られることを懸念する邦人もいるかもしれない。

結果、弁護士の実便性も考えると、日系法律事務所内に設置するのが現実的かもしれないが、この点は今後、更なる具体的な検討・試行が必要と考える。

(4) 費用の問題

アンケートの回答で最も多かったのが、やはり「初回は無料で相談できる」ことを希望する邦人が多く、また、日本人弁護士に相談しない理由としても、「費用が高い」との回答が一番多かった。かかる費用の問題は、企業以上に、邦人個人が弁護士に依頼を躊躇させる問題となることは間違いない。

邦人個人の法的支援を行う弁護士数の増加の方策の検討、月に一回の無料法律相談の開催などその他の法的サービスの問題を具体的に試行していくことで、今後解具体的な決策が見つけれればと思量する。

(5) その他の法律サービスの提供に関して

インターネット、フリーペーパーなどで現地の法律事務所、弁護士などの情報提供	57.52%
インターネットでの簡単な法律相談	57.52%
トラブルに巻き込まれた時の対応の方法や、日常生活に関するシンガポール法の解説などのセミナーの開催	33.63%
月に一回程度、無料の法律相談会の開催	37.17%
日本に帰国した後もフォローしてもらえるよう、日本の弁護士や法律事務所、及び児童相談所や関係機関の紹介	19.47%
現地の日系医療機関、カウンセリング機関との連携	22.12%

シンガポールの邦人があれば良いなと思う、その他の法律サービスの提供に関しては、上記のような結果となった。

日系法律事務所や、現地法律事務所のジャパンデスクなどは、事務所の宣伝をかねて、企業向けの雑誌に記事などを書いたり、マンスリーレポートを発行するなどしている。そのため、日系企業の中にはシンガポールに日系法律事務所及び日本法弁護士が業務を行っていることを知らない者はいないと思われる。しかし、現地のレストランなどの情報が掲載されている、邦人個人を対象としたフリーペーパーなどにおいては、日系医療機関の広告や、幼稚園などの広告はよく目にするものの、法律事務所の広告は見た事がない。これも、現在シンガポールに進出している日系法律事務所が企業のみを対象に業務を行っている事の現れと言える。

したがって、シンガポールに駐在員その他ビジネスを行う者の家族として移住してきたという者の中には、シンガポールに日系法律事務所が進出していること自体を知らないという者も存在し、また進出している事は知っていても何人くらいの日本法弁護士が業務を行っているのかなどの詳細は未だ知らない者が多い。

こうした情報提供も含めた法律サービスの提供に関しては、上記法律相談窓口の設置と合わせて、可能なものから順次提供できるよう実施できればと考える。

第六．今後の調査活動プラン

1．邦人個人の支援

邦人個人の法的支援充実の実現にむけて、相談窓口の設置の検討、試行などを行いたい。日本人会、大使館、日系法律事務所、日系医療機関などと相談しながら、どこに設置するのがよいかの場所も含めて、実施可能性を検討したい。

また、上記で希望が多かった、インターネット、フリーペーパーでの情報提供や、セミナーの開催などは、比較的簡単に実施できるのではないかと考える。

2．中小企業の支援

中小企業支援の具体的方策につき、現在考える最も現実的な方法としては、すでに日系法律事務所でも取り入れられている、コンサルティング会社との連携などによって、コストを削減するという方法の充実化である。この話を中小企業のクライアントを多く有するコンサルティング会社に伝えたところ、日系法律事務所が思っているよりもさらに中小企業は日系法律事務所の壁は厚いと感じているという意見を得た。すなわち、日系法律事務所としては、中小企業にも法的支援を十分に行っているつもりでも、中小企業は日系法律事務所に対し、やはりコストが高い、敷居が高いという印象は相当に強く持っているようである。

このあたりの両者の意識のずれを少なくする方向で、コンサルティング会社、その他企業サポート会社と日系法律事務所が中小企業のニーズにそった真の意味での連携の構築が可能となるような総合的な法的支援の組織作りができればと思量する。

また、民間レベルのみならず、現地政府や日本政府との連携・協力などによって、中小企業支援を行える方法はないかについても、引き続き調査・検討していく予定である。

以上